

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)

アクションプランの概要

－令和8年度版－

令和8年8月3日(月)

鳥 取 県

1 人権施策基本方針の概要

この方針は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針で、3つの基本理念を掲げ、県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

人権尊重の基本理念

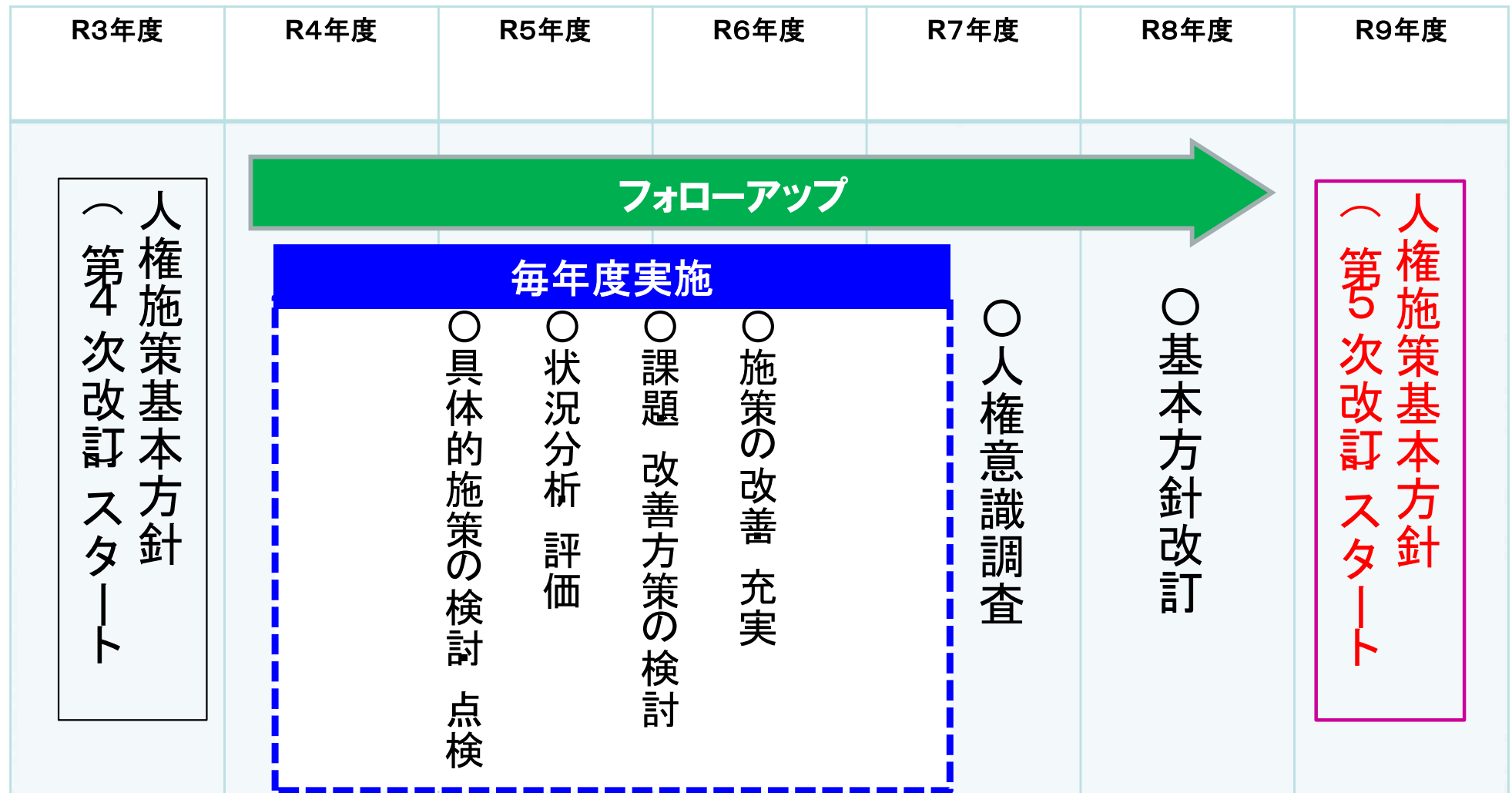
※基本方針はおおむね5年ごとを目途に見直す。(今年度、改訂作業を実施)

社会情勢等を踏まえ、「**お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会**」の実現のため、以下の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

- ①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築
- ②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
- ③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

2 第4次改訂期間(令和4～8年度)の進め方

基本方針（施策の基本的方向）に沿った具体的施策で構成するアクションプランに基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進する。



3 主な具体的施策の概要

第2章 人権教育・人権啓発の推進 I 人権教育

<令和7年度の主な実績>

①学校教育

- ・研修事業：「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知を図るとともに、県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議するための研修会等を実施
- ・指導事業：各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を実施
- ・人権学習講師派遣事業：個別的な人権問題（性的マイノリティ、障がい者等）について当事者や関係者を講師とする学習会を実施

②社会教育

- ・人権教育アドバイザー事業：市町村における人権教育の一層の推進充実を図るため、鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題解決のための助言を実施
- ・市町村人権教育行政担当者会：市町村の人権教育を担当する行政職員、人権教育推進員を対象として、事業説明、情報交換を2回実施

<令和8年度の主な取組予定>

- 令和7年度に行った取組に継続して取り組む。なお、拡充等案件については次のとおり。
- ・多様性の包摂に向けた授業づくり（学校づくり）の研究を行う指定校を拡充する。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・自尊感情を高め、多様性を尊重することでいじめの未然防止等に資する研究・実践を進め、その効果の普及を図る。
- ・「こども基本法」や「SOGI理解増進法」の制定、「生命（いのち）の安全教育」の推進等、時事を捉えた人権教育を推進する。

第2章 人権教育・人権啓発の推進 II 人権啓発

<令和7年度の主な実績>

①県民に対する啓発

- ・県内の団体が企画した人権啓発活動の取組について、委託事業2件、補助金3件の支援を実施。
- ・年2回人権情報誌を作成し、県内の学校や市町村、企業等に配布。
- ・「部落解放月間」「男女共同参画」「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をテーマに、人権啓発ラジオCMを放送。
- ・人権週間（12/4～10）付近の休日（11月30日(日)）に、県民参加型のイベント「人権フェスティバル」を開催。
- ・各学校を対象としたユニバーサルデザイン（UD）出前授業を9回実施。

②企業への啓発

- ・ビジネスと人権の観点から、企業向けに様々なテーマや手法でセミナーを実施。

<令和8年度の主な取組予定>

①～②正しい知識の普及啓発、人権啓発活動事業

- ・令和7年度に行った取組に継続して取り組む。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・引き続き、広く県民の人権に関する知識の習得や、家庭、地域、学校、職場等身近な問題として人権を考える機会を設けるなど、効果的な啓発に努める。

第3章 差別実態の解消に向けた施策

第4章 相談支援体制の充実

<令和7年度の主な実績>

①人権相談窓口の運営

- ・東中西部窓口で対応。「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」等を運営した。

②相談員の資質の向上

- ・新たに人権に関する相談窓口としてスーパーバイズ機能を発揮するよう、基礎研修2回、専門研修2回を実施した。

③差別事象の把握

- ・市町村からの報告、インターネットモニタリング、相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握した。

④差別事象検討小委員会（2回開催）

- ・県内で発生している差別事象について、原因・背景の分析、対応策や啓発の取組等について検討した。

<令和8年度の主な取組予定>

①～④人権相談窓口の運営、相談員の資質の向上、差別事象の把握等

- ・令和7年度に行った取組に継続して取り組む。
- ・相談員研修について、分野を広げるなどより幅広い知見を得られるよう検討して実施する。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・引き続き関係機関の連携の推進、相談資質向上等を通じて相談支援体制を充実していく。

第6章 共通して取り組む重要施策 2 ビジネスと人権

＜令和7年度の主な実績＞

①企業の取組の推進

- ・公正採用選考人権啓発推進員未設置の県内事業所へ企業人権啓発相談員が訪問し、推進員設置を働きかけた。
- ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を年3回開催。（R7：計1,062名参加）

②ハラスメント防止の推進

- ・企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）へ講師を派遣。（R7：派遣企業数70社、2,422名参加）
- ・経営者・労働者を対象に労働関係法令、労使間トラブルやハラスメントに関するセミナーを開催。
（R7：20回開催、880名参加）
- ・企業向けカスタマーハラスメント対策セミナーを開催（R7：2回開催、計68名参加）、企業にカスハラ対策を促すチラシを作成・配布。

③労使間の問題解決支援

- ・「労使ネットとっとり」により関係機関と連携して労使間の問題解決を支援。（R7：合同相談会3回開催）

④新たな人権課題への対応

- ・「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」をテーマに企業トップ人権セミナーを商工会議所所属の企業等に対し2回実施（再掲）

＜令和8年度の主な取組予定＞

①～④企業への啓発、相談、セミナー等

- ・令和7年度に行った取組を継続して実施する中で、県内企業とそこで働く労働者への啓発活動をより充実させる。
- ・令和8年10月施行の改正労働施策総合推進法による事業主のカスハラ対策の義務化を踏まえ、カスハラ対策セミナーを開催し、アーカイブ配信を実施して、事業主への周知を図る。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・引き続き企業内での労働者の人権が守られるよう取り組むとともに、ビジネスと人権についての県民の理解増進に関する施策を進める。

第6章 共通して取り組む重要施策 3 デジタル社会における人権

＜令和7年度の主な実績＞

①人権尊重の社会づくり条例の改正

S N S などインターネット上の差別行為による人権侵害等の発生・被害拡大を防止するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正（令和8年1月25日施行）、インターネットによる差別行為等の被害者に対する相談対応・支援体制を強化した。

②デジタルメディアリテラシー向上事業（啓発）

- ・氾濫する偽・誤情報や犯罪情報から県民の安心安全や民主主義を守ることを目的に、県民の免疫力を高める啓発運動「情報的健康県民プロジェクト」を展開した。
- ・デジタルメディアリテラシーについて正しく知り、能力を高めていくため、普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」のコンテンツを拡充したほか、チラシの作成、新聞広告・テレビCM、啓発CMによるSNS広告等による広報を実施した。

③インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業（教育）

- ・子どもたちや保護者、教職員に対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方について講演等を通じて啓発を行った。

＜令和8年度の主な取組予定＞

①デジタルメディアリテラシー向上事業（啓発・相談対応）

- ・インターネットによる差別行為等の被害者に対する相談対応・支援を実施する。
- ・「デジタルメディアリテラシーの夜明け」をはじめとする各種啓発用素材を活用し、引き続き県民のリテラシー向上の啓発に努める。
- ・各種人権問題に関する啓発活動を行う人権文化センターと連携し、デジタルメディアリテラシーの効果的な啓発手法を検討する。

②インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業（教育）

- ・子どもだけでなく保護者や教職員の情報モラルやメディアリテラシー等に関する知識と理解の向上を進める。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・時勢に応じて課題となる事案を捉えながら、インターネット上の人権に対する啓発を引き続き推進する
- ・子どものみならず保護者、教職員など大人たちの情報モラルやメディアリテラシー等を向上させるため積極的に指導者の養成と指導の機会を拡大し、理解の深化を図っていく

第7章 1 同和問題

＜令和7年度の主な実績＞

①部落解放月間（7月10日から8月9日まで）での啓発

- ・若年層へのPRを狙い、イラストを活用したポスター、リーフレット等を作成するとともに県民の方々に部落差別問題についての理解を深めてもらうよう人権・同和問題講演会を開催した。また鳥取、倉吉、米子の各駅で街頭啓発を行った。

②身元調査お断り運動（9月）における啓発

- ・身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配付して周知を図った。

③隣保館相談支援機能強化事業の実施

- ・鳥取県隣保館連絡協議会に委託して、隣保館の相談支援機能強化を図るためのアドバイザーによる助言等の支援や隣保館職員の資質向上を図るため、隣保事業ソーシャルワーカー養成研修等を実施した。

④モニタリング（削除要請）の実施

- ・インターネット上での差別的な書込や誹謗中傷について、県、市町村、関係団体により構成する鳥取県同和対策協議会においてモニタリング・削除要請を実施した。

＜令和8年度の主な取組予定＞

①～③啓発、隣保館相談支援機能強化

- ・令和7年度に実施した取組を継続して行う。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・部落差別問題について理解を深めてもらうよう引き続き啓発活動に取り組むとともに、被差別部落の住民の方の困りごとを解消できるよう市町村、鳥取県隣保館連絡協議会等と連携して取り組んでいく。

第7章 2 男女共同参画に関する人権

＜令和7年度の主な実績＞

①学校教育・社会教育、②啓発・支援体制の充実化、⑥あらゆる暴力の根絶

- ・県内小・中・高・大学と連携し、女性の参画が少ない分野で活躍する方の講話や女性従業員と子どもたちとの意見交換会など学校における自発的な活動を支援した。
- ・県内小・中・高等学校やPTA、自治会、企業等に男女協働未来創造本部の職員が出向き、男女共同参画の推進に関する啓発を行った。
- ・専任相談員による一般相談窓口を設置し相談対応した。

③性別に関係なく誰もが能力を発揮できる職場環境づくり

- ・性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに取り組む「男女共同参画認定企業」の認定を促進した。

④女性の政策・方針決定過程への参画推進、⑤男性の家庭生活・地域生活への参画促進

- ・県内企業における女性管理職の登用に向けた環境整備、女性従業員のキャリア形成・スキルアップ支援のための各種セミナー開催のほか、働く女性同士のネットワークづくり支援や、経営者向け研修、社労士派遣による伴走支援など、女性活躍を推進する上での支援を行った。
- ・男性の家事・育児・介護等への参画や夫婦の家事分担のきっかけとなる啓発ツール「家事シェア手帳」を配布したほか、島根県と連携したキャンペーンとしてテレビ、Web、サイネージなど多様な広報媒体を活用して情報発信を行った。

＜令和8年度の主な取組予定＞

性別に関するアンコンシャス・バイアスの解消に向けた県民運動の展開

- ・誰もが働きやすく暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な業界・企業・団体等と連携して、性別に関するアンコンシャス・バイアスの解消に向けた県民運動を本格展開（運動体の立ち上げ、団体等への活動支援、シンボルマーク作成等による機運醸成）

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・男女共同参画に関する条例や令和8年3月に策定した第6次男女共同参画計画などの趣旨を踏まえ、家庭・地域・職場などあらゆる場で県民一人一人の人権が尊重される社会の実現及び性別に関するアンコンシャス・バイアスの解消に向けた各種施策の展開・推進を図る。

第7章 3 障がいのある人の人権

＜令和7年度の主な実績＞

①教育・啓発の推進

- ・障がいのある方にも参加いただき、金融機関で業種別あいサポート研修会を開催、県内小中高の児童・生徒のほか鳥取短期大学・鳥取看護大学の学生にもあいサポート運動学習を実施（県庁福祉保健部でも職場人権研修としてあいサポート研修会を実施）
- ・とともにフェスタ（5/30～31、迎賓館赤坂離宮、内閣府主催）で、歌手 平原綾香氏によるあいサポート運動テーマソングの披露や、全国手をつなぐ育成会連合会との連携により、全国にあいサポート運動を広く発信
- ・大阪・関西万博で行われた「障害者の文化芸術国際フェスティバル」に本県からも参加。会場スタッフユニフォームのデザインに障がい者アートを使うなど、障がい者の文化芸術活動を世界に発信
- ・「精神保健福祉全国大会」（12/7、米子市）で、高知東生氏に依存症からの回復経験の講演をいただくとともに、依存症啓発ブースで出張相談やアルコール依存度チェックを実施

②社会参加と雇用の推進

- ・工賃向上のために、障がい者の働きやすさ・満足度を高めるための支援を実施（22のB型事業所に、環境整備のための補助金により支援）
- ・あいサポート・アートセンターによるアート活動の相談支援・人材育成を実施するとともに、あいサポート・アートとっとり祭を開催

③暮らしやすいまちづくりの推進

- ・親なき後を見据え、完成から10年以上経過した「安心サポートファイル」を、就学や就労など場面ごとに作成が必要な内容やポイントを示すなど、より使いやすいファイルに見直し
- ・ニーズの高いグループホームの整備促進を図るため、国庫補助制度とは別に県独自の補助制度により、グループホーム整備に対し補助
- ・きこえない方などを対象に電話リレーサービス・ヨメテルの加入促進を図るため、利用料が無料になる地域登録の活用、サービスを利用するために使用する機器導入補助等を実施

＜令和8年度の主な取組予定＞

①～③教育・啓発、社会参加、暮らしやすいまちづくりの推進

- ・見直しを完了した「安心サポートファイル」の普及活動を強化
- ・さらなる工賃向上のため、生産性向上や働きやすい環境づくりのための支援を強化（R8当初予算で補助金を拡充）
- ・「第62回献血運動推進全国大会」での障がい者アート特別展（R8.7）や全国知事会議in鳥取（R8.7）での作品展示などを通じ、障がい者の文化芸術活動の一層の促進を図るとともに、あいサポート運動や鳥取県手話言語条例に基づく取組をPRブースで広く発信

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・鳥取県障がい者プラン改訂に合わせた障がい関係団体へのヒアリング等を通じ、障がい者が暮らしやすい環境づくり、さらに、共生社会の実現のために必要となる施策を、関係団体・者とともに立案していく。

第7章 4 子どもの人権(その1)

＜令和7年度の主な実績＞

①啓発・教育

- ・学校において、子どもの人権学習会や、教職員・PTA等を対象とした人権研修を実施
- ・家庭教育やいじめ問題等に関する研修会への各種専門家の派遣

②相談事業

- ・いじめ問題に関することや不登校等、教育相談全般に関する電話相談、メール相談、来所相談の実施

③いのちを育む教育の推進

- ・県立学校に、産婦人科医師や助産師等を講師として派遣 33校、延べ96人派遣

④健全育成のための環境整備

- ・電子メディア機器とのよりよい接し方の授業や教職員・保護者研修を実施 68校

⑤いじめ・暴力、不登校への対応

- ・校内サポート教室を公立中学校（15校）、公立小学校（3校）に設置し、学校生活適応支援員を公立小学校（20校）に配置
- ・SNSを活用したいじめ通報システムを県立高等学校13校（14課程）に導入

⑥体罰防止

- ・暴力・体罰等に頼らない指導の在り方等について、部活動の指導者に対し研修会を開催

＜令和8年度の主な取組予定＞

令和7年度に行った取組に継続して取り組む。なお、拡充等案件については次のとおり。

- ・(新)鳥取県校内サポート教室支援員配置事業費補助金：校内サポート教室を設置・運営する市町村に対して、設置等に係る経費の一部を助成
- ・多様性の包摂に向けた授業づくり（学校づくり）の研究を行う指定校の拡充
- ・公立小学校におけるスクールカウンセラー配置時間の拡充（19校に重点配置）
- ・令和8年12月の「こども性暴力防止法」施行に向け、特定性犯罪歴確認への対応準備を進めるとともに、引き続き、研修実施など児童生徒性暴力等防止に向けた取組を行う

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・子どもの権利の更なる理解浸透を図り、教育活動全体を通じて子どもに権利の主体としての意識を育てる教育を推進する。

第7章 4 子どもの人権(その2)

＜令和7年度の主な実績＞

①相談支援体制の充実

- ・思春期の若者の心身の悩みについて助産師による電話・LINE相談、性と健康の相談センターで保健師による相談を実施

②児童虐待防止、要保護児童、要支援家庭、子どもの貧困対策の推進

③子どもの権利への取組の推進

- ・日本版D B S 制度や民法改正による共同親権導入等についての周知を図るための講習会を開催
- ・児童養護施設への意見表明支援員（アドボカシー）派遣先を拡大（2施設増）
- ・児童養護施設等で生活してきたこども達が、こどもの権利や社会的養護施策に関する提言を行う「公聴会」を開催
- ・子どもが権利の主体として、意見表明や政策提言への参画の機会を確保するため、「子どもミーティング」を東中西部地区で実施

④青少年の健全な育成のための環境整備の推進

- ・SNSやデジタル技術を使った犯罪被害から子どもたちを守るため、鳥取県青少年健全育成条例を改正（令和7年4月1日施行）し、「青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口」の開設、フィルタリング利用についての広告、リーフレット配布による周知・啓発の徹底

＜令和8年度の主な取組予定＞

- ・「子どもミーティング」を市町村との連携を図りながら引き続き実施
- ・（新）県版アドボカシーの推進のため、子どもの意見表明のコーディネートを担う拠点を第三者に委託して設置
- ・こども性暴力防止法が令和8年12月に施行されることに伴い、こどもの人権擁護の視点に立った性暴力・性被害防止研修を実施

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・社会的養護における子どもの意見表明をサポートする「県版子どもアドボカシー」の推進等子どもがより意見表明しやすい仕組みづくりを進めるとともに、SNSやデジタル技術を使った犯罪被害から子どもたちを守るための相談支援体制や周知・啓発の充実を図る。

第7章 5 高齢者の人権

＜令和7年度の主な実績＞

①相談支援の取組

- ・介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業の充実に向けて、総合事業支援員、生活支援体制整備事業推進支援員を市町村や関係機関に派遣した。
- ・相談支援機関（認知症コールセンター、若年性認知症サポートセンター、認知症疾患医療センター）を設置し、認知症本人、家族等からの相談支援を実施したほか、認知症本人家族へのピアサポートを実施した。

②社会参加・健康づくりの推進

- ・第1回因伯ねんりんピック、笑みの花咲くねんりんフェスタ2025を開催した。
- ・とっとりいきいきシニアバンクの運営等を通じ、地域の中で活躍する高齢者の増加に取り組んだ。

③認知症関連施策の充実

- ・認知症本人の社会参加を促すため、認知症本人ミーティング紹介動画を作成した。
- ・スローショッピング普及啓発に係る補助制度を創設した。また、スローショッピングを県内店舗で試行的に実施した。
- ・行方不明防止のためのGPS等への補助やアルツハイマー病新薬の投与等に係る補助を実施する市町村に間接補助を実施した。

④その他

- ・地域包括支援センター、市町村職員及び介護施設職員へ的高齢者虐待対応研修を実施した。

＜令和8年度の主な取組予定＞

①～④相談支援体制の充実、社会参加・健康づくりの推進 等

- ・研修会の実施や支援員の派遣等を通じ地域包括ケアシステムの推進に取り組む市町村等職員の資質向上を図るとともに、リハビリテーション等専門職の派遣等による助言や連携等を行うことで、住民や地域での介護予防事業等の充実、支援体制の強化を図る。
- ・認知症本人ミーティングやイベント等の実施を通じ、認知症を含む高齢者の社会参加を促し、幅広い世代との交流を図る。
- ・スローショッピング実施に向けた企業等への働きかけを行うとともに、県の広報や研修の場等を活用し、認知症への理解啓発等を含めた県民向けの啓発活動を行う。
- ・地域の老人クラブ、包括支援センター等と連携し、とっとり方式認知症予防プログラムの実施促進を図る。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・市町村等職員の資質向上、多職種連携の強化に向けた取組を実施していく。
- ・認知症になっても安心して暮らせる社会とするため、認知症本人の視点に立った社会参加支援への取組を推進する。
- ・元気な高齢者の生きがいづくり・健康づくり等を支援し、その活動の促進等を図るため、とっとりいきいきシニアバンクの活用促進等を図る。
- ・ねんりんピックのレガシーを継承したイベント等を通じ、元気な高齢者の活躍の場を創出し、地域の中で活躍する高齢者を増やす。

第7章 6 外国人の人権

＜令和7年度の主な実績＞ 多文化共生推進事業

①外国人総合相談窓口運営事業

- ・生活全般の情報提供及び相談窓口として多言語対応の「外国人総合相談窓口」を運営した。
- ・外国出身の国際交流コーディネーター（英語、中国語、ベトナム語）を配置した。（4名、東・中・西部の県内3箇所）
- ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、外国人の多文化共生コーディネーターを配置した。（1名）

②鳥取県多文化共生サポーター運営事業

- ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度を運営した。（委嘱サポーター：6団体・3個人（R7.3末現在））

③地域日本語教育体制整備事業

- ・国際交流財団が実施している日本語クラスを再構築して質の向上を図るとともに、日本語教育の空白地帯の解消を目指し、オンラインの活用や、市町村と連携した開催形式とした。

＜令和8年度の主な取組予定＞ 多文化共生推進事業

※令和9年度の育成就労制度開始を見据え、外国人住民が安心安全に生活できる環境整備を進める。

- ・引き続き、外国人相談窓口やコーディネーターの配置、日本語クラスの実施などにより外国人支援を進める。
- ・外国人住民のもとへ出向いて相談対応や説明会等を行う、アウトリーチ型オリエンテーションを新たに開始する。
- ・大規模災害発生時に、外国人住民に対して多言語での支援を行う、鳥取県災害時多言語支援センターの体制を整備する。
- ・外国人住民と日本人住民の交流や相互理解を深めるような取組を行う市町村や地域団体、事業者等に対して支援を行う。
- ・文化や風習の違いを超えて相互の理解を深めるイベントの開催や多文化共生に関する施策や好事例等の情報を発信。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

多言語による情報提供やコミュニケーション支援、生活支援等の取組を継続するとともに、地域における日本語教育の体制整備（日本語クラス実施、日本語教育人材の育成）や国際交流・多文化共生への理解を深める普及啓発を進める。また、新たにアウトリーチ型の相談体制や災害時多言語支援センターの体制を整備することにより、多文化共生施策の強力な推進を図る。

第7章 7 感染症等病気にかかわる人の人権

＜令和7年度の主な実績＞

①ハンセン病

ハンセン病問題に関する人権学習会・県民交流事業・パネル展、ハンセン病家族補償法に関する制度周知及び相談を実施した。

②エイズ

性感染症予防の普及啓発（リーフレット配布、新聞広告、街頭キャンペーン）、保健所での無料・匿名検査を実施した。

③難病

難病患者及びその家族の相談に応ずる難病相談・支援センター並びに難病に係る課題を関係団体で協議する難病医療連絡協議会を設置・運営するとともに、医療費の一部公費負担を行った。

＜令和8年度の主な取組予定＞

・引き続き当事者等への支援とともに、正しい知識・理解に関する普及啓発等を行っていく。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

ハンセン病 ・令和8年度は、らい予防法廃止30年の節目の年にあたることから、ハンセン病問題を考えるフォーラムを開催し、社会に根強く残る偏見や差別を今一度考える機会とすることとする。

エイズ ・近年、感染が増加している世代に対するSNS等を活用した普及啓発、保健所の無料・匿名検査の実施により、早期のHIV検査、HIV陽性者への治療の早期開始・継続を通じて、エイズ発症の防止を図る。また、世界エイズデーキャンペーン等の機会を通じて、HIV陽性者であっても適切な治療により、エイズ発症を防止できること、エイズは治療可能な病気であること等、正しい知識を広く情報発信していく。

・エイズ患者の長期療養生活を支える医療機関、高齢者施設等に対して、エイズ拠点病院等と連携しながら、最新の知見に基づき、病気・患者への理解促進を図り、患者の療養環境づくりを進める。

難病 ・令和6年度から実施している難病フォーラム開催事業を引き続き実施し、難病患者の暮らしやすい社会づくりについて、地域全体で考える機会を作っていく。

第7章 8 刑を終えて出所した人の人権

＜令和7年度の主な実績＞

①教育・啓発の推進

・「社会を明るくする運動」への協力

毎年7月の社会を明るくする運動強調月間、再犯防止啓発月間では、新聞やHPにおいて周知啓発を実施。

②相談・支援の充実

・鳥取県地域生活定着支援センター運営事業

高齢・障がいのため福祉的支援が必要な矯正施設出所者、被疑者・被告人について、出所・釈放後の支援を実施するとともに、関係機関との連携強化を実施。

・保護司よりそい支援事業

地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制を構築し、保護司及び県内3か所に設置されている更生保護サポートセンターでの相談支援を開始。

・市町村に対する再犯防止推進支援事業

研修会および連携会議を開催し、市町村との連携を図り、知見を深め、支援の充実を図った。

＜令和8年度の主な取組予定＞

①教育・啓発の推進、②相談・支援の充実

・令和7年度に行った取組に継続して取り組む。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

・令和7年度に開始した保護司よりそい支援事業について、相談窓口等を広く周知するとともに、引き続き、関係機関及び市町村との連携体制を強化していく。

第7章 9 犯罪被害者等の人権

＜令和7年度の主な実績＞

①相談・支援

- ・民間支援団体（とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり）へ相談受付、支援を委託実施
相談件数（R7） とっとり被害者支援センター：277件、性暴力被害者支援センターとっとり：750件
- ・犯罪被害者総合サポートセンター（令和6年4月設置）において、県警・民間支援団体等との連携の下、被害直後から犯罪被害者に寄り添いワンストップで支援を提供

②研修・啓発

- ・一般県民、被害者支援に携わる者等に向けた講座等を開催
- ・学校等における学習会及び出前講座を開催
- ・犯罪被害者支援の理解を深め、休暇制度の導入等に取り組む企業を認定する「犯罪被害者サポート企業制度」を創設

＜令和8年度の主な取組予定＞

①相談・支援の充実

犯罪被害者等に寄り添った経済的支援の充実

- ・（新）県・市町村が協力し、犯罪被害者のための県内統一の経済的支援制度を創設
- ・（新）県・市町村が協調して新たな支援制度のための基金を造成し、安定的な支援基盤を強化

②啓発の推進

これまでの取組を継続しつつ、犯罪被害者サポート企業制度への登録拡大などにより、理解促進の取組を強化

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

R6.4.1に設置した「犯罪被害者総合サポートセンター」において、県、警察、民間支援団体等との連携により、犯罪被害者等に寄り添った支援を途切れることなく提供するとともに、県民の理解が深まり被害者の権利が保護される社会を目指し、取組みを推進する。

第7章 10 性的マイノリティの人権

＜令和7年度の主な実績＞

①啓発・教育

- ・多様な性のあり方について学ぶ学習会の講師を派遣し、小学校 1 1 校、中学校 2 校、高校 2 校で実施
- ・性の多様性に関する理解促進のため、県内企業や地域で開催される研修会等へ講師を派遣

②相談事業

- ・「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設し、当事者や当事者やそのご家族等の悩みや思いに寄り添った相談を実施 7 件

③人材育成

- ・多様な性に関する基礎知識、ケース検討等をテーマに全3回の研修を実施。

④その他

- ・「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運用

＜令和8年度の主な取組予定＞

①～④啓発、相談、人材育成等

- ・令和 7 年度に行った取組に継続して取り組む。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

- ・理解増進法に基づいて策定される基本計画の趣旨を踏まえ、性的マイノリティの方についての県民の理解の増進に関する施策を進める。

第7章 11 生活困難者の人権

＜令和7年度の主な実績＞

①教育・啓発の推進

・ファイナンシャルプランナーと連携し、家計管理に関するセミナー等による啓発を実施した。

②生活困難者への自立支援

・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援等を実施した。
・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。

③生活困難者への就労支援

・さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対する中間的就労支援推進事業により、就労に向けた段階的支援を行った。

④新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援

・新型コロナ特例貸付の償還が本格化したことから、自立相談支援機関のサポート事業や市町村バックアップ事業等により、生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実を行った。

⑤地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

・推進チーム等による助言、各自治体等の担当者等を対象とした研修会の開催、広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等により、市町村における重層的支援体制整備の取組促進を行った。

＜令和8年度の主な取組予定＞

①～⑤ 教育・啓発の推進、生活困難者への自立支援等

・物価高騰が継続していることから、生活困窮者の家計負担を緩和する助成や、相談支援窓口の機能強化を令和8年度も継続して実施。
・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の参画団体の加入促進、令和6年度に創設した「鳥取県孤独・孤立対策サポーター」の養成や市町村の行う包括的な支援体制の整備を推進することにより、県内の孤独・孤立対策の充実を図る。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

・引き続き市町村が実施する包括的な支援体制の整備推進への支援を実施し市町村の体制整備・充実を後押しする。
・物価高騰の状況等を注視しながら、生活困窮者への必要な支援を検討・実施していく。

第7章 12 様々な人権

<令和7年度の主な実績>

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等

・条例改正

「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」の制定(北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟提案)
⇒県の責務や教育機関及び警察の役割を明らかにし、啓発等の推進により県民の意識の高揚や解決に向けた機運の醸成を図る。

・啓発

- ①学校や地域において、拉致問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に、拉致被害者御家族の松本孟さんを招聘し、出前学習会を実施（地域：3団体、学校：2校）
- ②拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解促進を目的に「拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」の開催（R7.11.24／米子コンベンションセンター）
- ③故郷や大切な人を思う歌を通して、拉致被害者や御家族の思い、人権の大切さを伝えるために、ショッピングモールで拉致問題啓発ミニコンサートを開催（R7.12.6／イオンモール鳥取北）

・国要望

- ・春要望（4月23日） ・夏要望（8月25日） ・国民のつどいに併せ要望（11月24日）
- ・「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」による要望（2月20日）

②災害被害者等の人権

・避難所の生活の質向上

- ①避難所環境の構築に必要な資機材（簡易ベッド、プライバシーテント、キッチンシステム、資機材搬送車両）を先行的に整備した。
- ②住民等が主体となった避難所開設等に中心的な役割を果たす「避難所サポーター」の養成研修を実施した。

・要配慮者の避難支援

支え愛マップづくりにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。（支え愛マップ新規取組地区数：28地区）

③ひきこもりの状態にある人の人権

・啓発・教育

当事者の講師をお迎えし、ひきこもりを取り巻く現状等について、一般県民向けに講演会を実施した。

・相談事業

「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託し、相談窓口を設置。当事者や保護者の悩みや思いに寄り添った相談対応を実施した（実人数314人）。併せて、当事者及び家族の会を定期的に開催。また、市町村における相談窓口等の支援体制も後押しした。

・職場体験事業

当事者の状況に応じて、職場体験事業を実施。23人が利用。

令和5年度に中西部に職場体験事業所を整備し、令和6年度から本格的に稼働。

第7章 12 様々な人権

＜令和8年度の主な取組予定＞

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等

・啓発・国要望：令和7年に行った取組を継続して取り組むとともに、令和7年12月に県の拉致条例が制定されたことで、より一層啓発を推進し県民運動として展開する。

②災害被害者等の人権

・避難所の生活の質向上事業

避難所環境の構築に必要な資機材（簡易ベッド、プライバシーシート）を整備する。

・要配慮者の避難支援

住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制を確立する。

③ひきこもりの状態にある人の人権

・相談事業

相談窓口を委託している「とっとりひきこもり生活支援センター」について令和7年度に体制強化を図ったところであり、引き続き、当事者や家族の悩みや思いに寄り添った相談対応を実施。併せて、当事者及び家族の会を定期的に開催。市町村等多機関との連携を重点的に取り組む。

・職場体験事業

当事者の状況に応じて、職場体験事業を実施。

・ひきこもり地域支援センター等設置支援事業

ひきこもり相談支援拠点を新たに立ち上げる市町村を支援。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項について令和8年度に重点的に取り組む事項

●重点的に取り組む事項

（北朝鮮）アニメ、小冊子（まんが）等の活用も含め、新たな手法を取り入れ、若年層への拉致問題に対する理解や認識を深める教育、啓発を行い、県民運動として県内全域での啓発を推進する。

（災害被害者）避難所体制の確立・支援や、運営訓練の実施等継続して取り組む。

（ひきこもり）各市町村においても、相談対応を行う体制が充実しつつあり、ひきこもり相談支援拠点を新たに立ち上げる市町村を支援する。

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の評価（令和7年度）

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】
（1）教育活動全体を通じた人権教育の推進 （2）指導内容・方法の工夫・改善 （3）教職員に対する研修等の充実

■評価基準
A:既に達成
B:順調
C:やや遅れている
D:遅れている

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
学校人権教育振興事業	「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知を図るとともに、鳥取県がめざす人権教育の推進に向けた支援を行う。	・「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」及び人権教育に係る課題や研究成果等についての周知を図るとともに、先進事例や研究成果等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。 ・「生命(いのち)の安全教育」に対する理解を深め、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。 ・各人権問題(性的マイノリティ、障がいのある人の人権)において、当事者の方や関係者の方の話を聞いたり障がい者スポーツを体験をしたりすることを通して、人権尊重の社会づくりに向けた資質・能力を育成する学習会を実施する。	4,090	・人権教育主任会をはじめ各種研修等において、「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」を周知するとともに、基本方針に則した指導・助言を実施した。 ・人権学習講師派遣事業において、性的マイノリティの人権に関わる学習会を15校で実施し、障がい者スポーツ関係ではボッチャ体験を8校、車いすバスケットボール体験を7校で実施し多くの「あいサポートキッズ」を育成した。(詳細は後述) ・研修受講を重ね、「生命(いのち)の安全教育」のリーフレット(中学校、高等学校対象)の作成や全ての高等学校を対象とした研修会を開催した。	A	・児童生徒等の人権教育を通して「育てたい資質・能力」を掘り所とした授業実践が十分とは言えない。	・実践につながる研修内容の工夫や具体的・効果的な指導・助言に努める。	人権教育課
人権教育実践事業(国事業)	・総合推進地域・研究指定校を指定し、それぞれの地域や学校が抱えている人権教育推進上の課題解決のための指導方法等の在り方を研究委託する。 ・子どもを性犯罪・性暴力の当事者にならない「生命(いのち)の安全教育」を、市町村教育委員会等と連携・協働しながら普及・支援する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。 ・モデル地域における「生命(いのち)の安全教育」の普及展開の取組を支援する。	—	・研究指定校に米子市立弓ヶ浜中学校が申請したが、指定されなかった。	—	応募する学校が増加するように周知に努めるとともに、審査に通りやすいような取り組みが必要である。	年度当初の主任会等における事業についての丁寧な説明と申請にまでの支援のあり方を検討する。	人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	すべての県立学校において、人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	人権教育に係る取組(授業改善、講演会・研修会、フィールドワーク等)に対して支援し、取組成果の周知及び実践事例集の配付をする。	1,116	・各県立学校において実施された、授業研究会、人権教育講演会、フィールドワーク、教職員研修等を支援した。 ・人権教育の取組成果として実践事例集にまとめた。(配布は次年度)	A	取組の成果が学校の課題や児童生徒等に育てたい資質・能力に則して検証できているとは言えない。	・各学校から提出される計画書や報告書の内容をふまえ、より効果的な取組となるよう個別に指導・助言を実施する。 ・具体的な目標の設定や定量的な評価も取り入れられるよう要請する。	人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に向けた研究や取組を行う学校を指定・支援する。 ・これまで作成してきた「人権教育プログラム(学校教育編・社会教育編)」の改善・活用を進めるとともに、「人権教育プログラム(社会教育編)」を使用したPTA等の研修に派遣するファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	・有識者や指導主事等の指導助言を受けながら、児童生徒の自尊感情を向上させるなど、総合的に人権教育を推進する学校の取組や研究を支援する。効果的な取組や学習指導案(学校向け、PTA研修向け)などの成果の普及を図る。 ・「人権教育プログラム」を活用したPTA研修会実施を希望する学校等に対しファシリテーターを派遣する。また、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る研修会を開催する。	1,450	・6校(区)を指定(鳥取市立湖東中学校区、倉吉市立西中学校、米子市立淀江中学校、米子市立尚徳中学校、米子市立立茂中学校区、境港市立第一中学校)し、教職員研修や教育実践を重ね、いじめの未然防止等を目的とした研究を実施した。また研究の成果を、報告会により指定校以外へ波及させた。 ・38校(団体)に対しファシリテーターを派遣した。また、ファシリテータースキルアップ研修会を4回開催し、新規の参加型学習プログラムの作成を進めた。	A	・研究の成果を見出し、指定校以外への普及・浸透を図ること。作成したプログラムを含めた参加型学習教材を活用できる環境を整備すること。	・研究の取組を学校・校区全体へ広げるよう当事業の一層の周知に努める。 ・スキルアップ研修会において、参加型学習プログラムのブラッシュアップを図る。	人権教育課
人権教育アドバイザー事業	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援(助言)を行う。	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の現状を把握し、諸課題の解決のための助言を行う。	856	人権教育アドバイザー会議を実施し、県の事業等の共通理解を図った。また、市町村社会教育における人権教育推進に関する調査を実施して各市町村の課題等を理解し、東部地区及び中部地区については合同研究協議会を開催して課題解決に向けた助言等を行った。	A	市町村の課題をより理解するとともに、その解決に資するよう人権教育アドバイザーが活躍する場面を増やしていくこと。	市町村社会教育における人権教育推進に関する調査をより詳細に分析するなどして、市町村の課題解決に向けアウトリーチ型の支援も実施していく。	人権教育課
社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体へ支援を行う。	県内の社会人権教育活動を推進するため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,899	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」開催に向けて、運営費を助成するとともに、計画や運営等においても協力した。	A	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催に向け、市町村の協力を得にくい状況にある。	課題解決に向け、関係団体や市町村との調整や支援をしていく。	人権教育課

Ⅱ 人権啓発

【施策の基本的方向】

（１）効果的な啓発・情報提供 （２）効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(企業・団体向けセミナー)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業・団体、市町村向けにセミナーを開催し、企業等の人権意識の向上を推進	1,271	企業、市町村等を対象とした正しい知識の普及啓発のための人権研修の開催 ①人権・同和問題講演会を開催 講師：山本 崇記 氏（立教大学社会学部教授） 参加人数：79名 ②鳥取県企業向け人権セミナー(オンライン)を開催 講師：服部 文 氏（一般社団法人 仕事と治療の両立支援ネットブリッジ 代表理事） 参加人数：663名	B	多くの県民や企業トップの方に研修に参加していただけるよう、アンケート結果を考慮したテーマの選定や実施方法、時期及び周知方法について、関係機関と連携して積極的に取り組むことが必要。	ビジネスと人権などの人権施策を推進するにあたり、企業・団体等への啓発に取り組むことが有効と考えられることから、引き続き商工団体等との連携を密に行いながら啓発を図り、人権尊重の社会づくりを推進する。	人権・同和対策課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権啓発教育事業・人権研修推進事業・市町村・団体等支援事業)	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行(県人権文化センターに委託) ・ガイナール鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	17,385	＜人権啓発活動＞ ○人権情報誌「ふらっと」の発行 国や県の人権施策の周知や様々な人権問題をテーマにした人権情報誌の発行(10月及び2月) ○ラジオCM 20秒CMを3本作成し、年間70回を放送 ○みんなの人権フェスティバルの開催 11月30日(日)とりぎん文化会館で開催、参加者数300名 ○ガイナール鳥取と連携した啓発活動 11月29日(土)奈良クラブ戦 Axis/バードスタジアム 2,000名に啓発物品を配布 ＜人権研修の推進＞ 月2回程度、指定人権講座を指定・通知して、職員の人権研修受講を促している。 ＜県民等との協働による人権啓発＞ 委託契約2事業	B	・その時々で啓発すべき人権課題や新しい制度について、ラジオや情報誌をうまく使って啓発することができた。 ・近年職員研修の受講率の低下が見受けられるため研修計画を見直す必要がある。	・効果的な啓発につながるように、いま最も啓発しなければならぬ課題、その時期を見極める。 ・各月に設定される何らかの月間に合わせた内容とすることで、より効果的な啓発を目指す。 ・NPOの全ての団体に委託事業及び補助事業の案内通知を昨年度と同様に早めに発出、募集開始し、各市町村やNPOと関わりのある部所を通してこの事業について、重ねて周知していく。	人権・同和対策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施 (R6企業内人権啓発推進事業)	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業内人権啓発相談員による県内企業への推進員設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(年3回)	954	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を対面とオンライン方式で実施した(3回実施、参加者1,085名)	B	研修会をオンラインを併用して開催することで、すべての事業所が受講できるようにする必要がある。 また、研修会の参加者だけではなく事業所全体に研修内容を周知させる必要がある。	企業内人権啓発相談員による働きかけ等を行いながら、引き続き研修会を開催していく。 研修内容を事業所全体で共有するよう研修会参加者に促す。	雇用・働き方政策課
企業内支援者研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	180	「障がい者が働く職場の相談員研修」を開催した(参加者32名)	B	障害者法定雇用率の2.7%への引上げ(令和8年7月予定)に対応するため、障がい者の職場定着・離職防止のより一層の促進に向け、関係機関とも連携して効果的な研修を実施していく必要がある。	障がい者や受入部署等からの相談に応じる「障害者職業生活相談員」の役割や知識の再確認に加え、参加者が日頃抱えている悩みや工夫していることなどを情報交換、意見交換できる場を設けるなどして、県内企業等内で活動する支援者の技術向上、ノウハウの横展開を図るとともに、支援者同士の連携の強化にも取り組んでいく。	雇用・働き方政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスメント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,924	・企業の社内研修に講師派遣を行った。(60社、参加者2,272名)(令和8年1月末時点) ・労働関係法令、労使間トラブルやハラスメント等のセミナーを実施した。(17回実施、参加者401名)	B	職場におけるハラスメントの防止に向けて、引き続きハラスメント防止等研修の利用を呼びかけていく必要がある。	継続して講師派遣及びセミナーを開催していく。	雇用・働き方政策課
カスタマーハラスメント防止対策事業	カスタマーハラスメントの発生防止や対策についての普及啓発を行う。	カスタマーハラスメント発生防止のための対策や発生した場合に事業主が取るべき対応について学ぶ事業者向けセミナーや普及啓発のための広報物作成を行う。	1,000	・カスタマーハラスメント対策セミナーを開催した(2回実施、参加者68名) ・企業向けカスタマーハラスメント対策啓発チラシを作成し、配布した(15,000部)	B	事業主へのカスタム対策を義務付ける改正労働施策総合推進法の施行に向けて、事業主に法改正の内容を周知していくことが必要。	セミナーを開催して事業主にカスタム対策を促すなど、鳥取労働局と連携して周知に取り組む。	雇用・働き方政策課

第3章 差別実態の解消に向けた施策

- 【施策の基本的方向】
1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(差別事象検討小委員会)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する	191	差別事象検討小委員会を2回開催し、市町村等から報告のあった差別事象について、委員の意見を伺った。	B	差別事象検討小委員会での意見をもとに、効果的な啓発を検討していく。	より効果的な啓発を行うため、人権文化センター等と協議を行うなどして検討を行っていく。	人権・同和対策課

第4章 相談支援体制の充実

- 【施策の基本的方向】
1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の国への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(相談支援スーパーバイズ事業)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所の人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	1,961	・人権相談窓口件数:1,215件(2月末現在) ・いじめ人権相談窓口相談件数:16件(2月末現在)	B	・相談員の資質向上	・鳥取県・市町村相談対応研修での研さんを図る	人権・同和対策課
地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業、相談支援専門員の配置に係る経費補助等	7,280	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施したほか、相談支援専門員の配置に係る経費を補助した(市町村間接補助)。 また、地域の相談支援体制の活性化を図るため県内のみならず県外からもアドバイザーを派遣し、技術助言等を行った。	B	更なる、市町村の相談支援体制の充実を図ることが必要。	引き続き、事業を実施していく。	障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

- 【施策の基本的方向】
(1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】 企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施 (R6企業内人権啓発推進事業)	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課
【再掲】 鳥取県中小企業労働相談所(みなく)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課
とっとりSDGs企業認証推進事業	SDGs経営に見える化する「とっとりSDGs企業認証」について、県内企業の認証取得支援を行うとともに、認証企業のさらなる経営展開に向けた資金調達やパートナーシップ構築などの取組支援を進め、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」の認証取得を目指す企業への専門家の伴走支援やセミナー等によるSDGs経営転換支援を実施する。認証取得企業については更なるSDGs経営の推進に向け、取組経費の補助や県内外企業とのマッチング支援等を実施する。	12,200	「とっとりSDGs企業認証」の公募を行い、新たに3社を認証した。 県内企業のさらなるSDGs経営の推進を支援するとともに、これから認証取得を目指す企業を対象にセミナーを実施した。	B	認証取得企業及び認証取得を目指す企業のさらなる増加	SDGs経営転換に向けたセミナーの開催や経営戦略構築の支援、認証企業の事例紹介の実施、学生との共創による課題解決の場の創出などにより、制度と認証企業の認知度向上を図る。	商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備 (5) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートを作成・配布 ・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶための講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNSTラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等)	1,604	・学習ノートを配布したり、電子メディアとの付き合い方フォーラム等のイベントを実施し、電子メディアとのより良い付き合い方について啓発を行った。	B	・フォーラム等を実施しても、元々意識の高い層の参加が多く、幅広い層まで啓発が届きにくい。	・フォーラムの開催時期を保護者や児童生徒が参加しやすい時期にする。 ・フォーラムの基調講演やポスターセッションの中で児童生徒にとって身近な人物に協力をお願いして興味を引く工夫を行う。	社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・メディアリテラシー・デジタル・シティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケーターを学校等へ派遣し、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行う。また、メディアリテラシー等の指導ができる者の育成を図るため、養成講座を実施する。	1,054	・児童生徒への授業および教職員研修を41校、保護者研修を31校で実施した。 ・養成講座を実施した。	B	・保護者研修を実施しても、元々意識の高い保護者の参加が多く、トラブルに巻き込まれる可能性の高いメディアリテラシーへの意識が低い保護者にまで啓発が届きにくい。	・学校の入学者説明会の日にあわせて保護者向けの研修を実施するなど、より多くの保護者が参加できるよう工夫するとともに多くの人に伝えていく場面を増やす。	社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣(幼稚園・保育所等の保護者研修会等への講師派遣) ・乳幼児メディアアドバイザー養成研修(派遣する講師の養成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	1,768	・幼稚園・保育所等の保護者研修会に推進員を25回派遣した。 ・チラシを作成・配布し、保護者等への啓発を行った。乳幼児メディアアドバイザーの研修を行い10名のアドバイザーを養成した。	B	・インターネット利用の低年齢化が進んでおり、デジタルネイティブ世代の保護者に対する効果的な啓発が必要である。	今年度に引き続き、乳幼児メディアアドバイザーの研修を進め、乳幼児期の子どもをもつ保護者への啓発活動の強化を図る。	社会教育課
子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,308	子どもたちを守るためのネットパトロール業務を外部委託し、問題と思われる事例については委託先から報告があった。必要に応じて市町村教育委員会や県立学校等に情報を提供した。	B	鍵付きのアカウントについては発見しづらく、見逃している可能性がある。	委託業者とパトロールの方法について検討をする。	生徒支援・教育相談センター

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
情報公開・個人情報保護制度運営費(情報公開・個人情報保護事務処理費)(R6情報公開・個人情報保護制度実施事業)	県民等の個人情報及び死者情報を適正かつ安全に取得し、利用し、提供し、管理するとともに、県民からの保有個人情報の開示等の請求に対し適正な開示決定等を行うことにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県民の権利利益の保護を図る。	・保有個人情報の開示決定等の処分庁に係る事務の総括 ・個人情報保護制度に係る事務の総括、協議、指導、助言、相談、研修等 ・個人情報保護法の施行状況の総括、公表等 ・個人情報ファイル簿等の整備、公表等 ・個人情報取扱事務に係る業務適正化(内部統制)の総括 ・行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の総括	1,188	保有個人情報に係る開示請求に対する開示決定等を適正かつ遅滞なく実施するとともに、個人情報の漏えい事故を防止するための職員研修及び実施検査等を予定どおり実施した。	B	県が保有する個人情報の漏えいを防止するための対策を深化させる等、個人情報保護法の適正かつ安定的な運用のために必要な安全管理措置を適切に講じていく必要がある。	職員研修を職位別や取扱業務に応じた内容に随時見直すとともに、文書等の発送段階でのダブルチェックに係るノウハウの周知及び記録化の徹底、個人情報を取り扱う業務の受託者における漏えい防止対策の県との共通化を引き続き推進していく。	県民課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

（１）教育・啓発の推進 （２）カラーUDの推進 （３）関係機関等との連携 （４）公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 （千円）	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（人権教育事業・ユニバーサルデザイン出前授業）	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD（カラーUDを含む）に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方（疑似体験やマナー）等に関する学習を実施する。	470	県内小中学校9校においてUD出前授業を実施した。	B	将来世代へUDの視点を受け継いでいく必要がある	引き続き、小中学校での出前授業や、出前説明会に取組む。	人権・同和対策課
とっとりUD施設普及推進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がい者、高齢者等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのとっとりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	10,342	・昨年度に引き続き「とっとりUDマップ」により、バリアフリー施設情報などを掲載し、様々な条件で検索できる機能を備えることでバリアフリー整備の情報を分かりやすく提供している。施設登録数：4,780件（令和8年1月末時点） ・UDアドバイザー派遣について、今年度は1回実施し、制度開始から合計10施設で実施している。	B	・引き続き、公共施設及び民間施設へのUDアドバイザー派遣、UD施設認証取得についての利用を働きかけていく必要がある。 ・とっとりUDマップの利便性向上及び利用者、登録事業者を増加させるための普及を図っていく必要がある。 ・福祉のまちづくり補助金制度の活用が進んでいないので、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・チラシ、SNS（住宅政策課Instagram、エコリビー等）を用いて、制度の周知を図っていく。 ・完了検査済証の交付時などにUDマップの周知チラシを配架し、周知を図る。 ・UD施設認証の対象である特別特定建築物の建築確認申請があった際に制度の内容説明を行う。 ・市町村に対して、次年度以降の新築や大規模な改築等の公共建築物の計画を事前照会し、制度の周知及び利用を促す。 ・県の公共建築物について、営繕計画書の作成時等の機会に制度周知や利用するよう働きかける。	住宅政策課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題（部落差別）

【施策の基本的方向】

（１）教育・啓発の推進 （２）隣保館における相談支援体制の充実 （３）就労の支援 （４）差別事象等への対応 （５）関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 （千円）	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等と連携し具体的施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 ・隣保館が地域住民の生活上の課題解決に向けた取組ができるよう、事業内容を精査して実施する ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する	6,163	○啓発広報 ・イラストを活用した広報の実施 部落解放月間（7月10日から8月9日）に合わせて、若年層へのPRを担い、イラストを活用したポスター、リーフレット等を作成し、広報啓発を行った。 ・人権・同和問題講演会を開催した。（開催日：7月29日、場所：とりぎん文化会館第1会議室、参加人数79人） ・身元調査お断り運動のリーフレットを市町村等関係機関に配布し周知を呼びかけた。 ○宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 業界団体と連携して、県が指定する人権研修を受講した宅地建物取引業者に対し、人権研修受講済証を交付している。 ○隣保館相談支援機能強化事業の実施（鳥取県隣保館連絡協議会に委託） ・差別事件の検討と心理的ケア、相談支援の具体的な方法等に地域支援のアドバイザーを派遣し助言を行った。（8回） ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修（7月30日～10月11日の間の5日間）受講者6人、修了者6人 ・隣保事業ソーシャルワーカー更新研修（8月7日）受講者18人	B	○啓発広報 ・現在も市町村役場等に同和地区（被差別部落）かどうかを問いつける電話等が後を絶たない。 ・インターネット上の書き込みは削除が困難であるだけでなく、被害が深刻なものになりやすい。 ・従来から行っている啓発活動の点検、効果的な啓発の検討を行う。	○啓発広報の充実 差別事象の教材化や効果的な啓発の検討を行う。	人権・同和対策課
【再掲】 企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施 （R6企業内人権啓発推進事業）	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
(4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性応援企業支援事業	女性をはじめとして誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、企業経営者等に対して各種研修会等を実施するほか、職場環境整備や人材育成、就業継続等を進める企業を支援する。	企業経営者等を対象に誰もが働きやすい職場づくりの実践や労務関連制度のフォローアップ、男性育休取得促進や従業員の健康課題などへの理解を深める研修機会を提供するほか、男女共同参画推進企業が行う女性従業員の人材育成・キャリアアップ等に係る経費の一部を助成する。	6,876	・県内企業の経営者向けに、女性活躍を推進する上での新たな課題(男性の育児休業取得促進、健康課題、性別に関するアンコンシャス・バイアス解消)について研修会を開催した。 ・女性をはじめ誰もが働きやすい環境整備や人材育成等に取り組む企業に対して補助制度を活用して支援した。 ・社会保険労務士等を派遣し企業の社内規程整備等について支援した。	B	性別に関わりなく誰もが働きやすい職場環境としていくため、その阻害要因となっている職場での性別に関するアンコンシャス・バイアスの解消のほか、女性特有の健康課題への対応の促進などを通じて、将来的な女性管理職の登用促進や従業員の仕事と家庭の両立応援、多様な働き方の導入を促すこと。	経営者等や人事労務担当者に対し、性別に関するアンコンシャス・バイアスへの気づきを促すとともにその解消に向けて、フェムテック体験セミナーなどの、理解促進、意識醸成に資する研修の機会を提供し、誰もが働きやすい職場環境づくりの運動を展開する。	県民運動課
仕事と家庭の充実を！ワーク・ライフ・バランス推進事業(R6家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業)	誰もが地域や職場など様々な場できいきと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	社会全体が男性の家事等参画を当たり前のこととして捉え応援する機運を醸成するため、テレビCMやウェブ広告など多様な媒体による広域的な情報発信キャンペーンを島根県と連携で行うほか、家庭内での家事分担を助める「家事シェア手帳」を婚姻届提出の新婚夫婦に対して配付する。	2,150	・島根県と連携して、家事シェアや男性の家事等への参画を当たり前のこととして捉え応援する機運を醸成するためのキャンペーンを行い、テレビCM、web広告、デジタルサイネージの活用に加え、企業の男性経営者や管理職の家事育児の様子を発信する等多様な媒体による広域広報を展開した。 ・市町村窓口を通じて、婚姻を届け出た新婚夫婦に対して家事分担を話し合うツールとしていただくよう家事シェア手帳を配付した。	B	家庭や地域における家事・育児・介護等への固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消していくこと。	・情報発信による男性の家事等への参画する機運の醸成、出前講座や話彩やでの研修機会の提供等により、地域や家庭にある固定的な性別役割分担意識や無自覚の思い込みに基づき、解消する機会を設ける。 ・家事シェア手帳の更新に伴い、コンテンツを見直し配付対象を拡大することにより、婚姻時に限らず家庭や地域において家事分担について話合うきっかけづくりに繋げる。	県民運動課
男女共同参画社会機運醸成費(R6男女共同参画センター費)	男女協働未来創造センター「よりん彩」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた機運醸成を図る。	男女協働未来創造センター「よりん彩」において、固定的性別役割分担意識の解消を目的とした講座や男女共同参画に係る理解促進セミナーなどを通じた情報提供・普及啓発のほか、男性・女性に対する相談事業住民活動団体等における推進活動の中核人材の育成支援等を行う。	17,982	・図書や行政資料等の収集・貸出やパネル展示等により、男女共同参画推進に関する情報を幅広く伝える取組を行った。 ・専任相談員や臨床心理士、弁護士等による相談対応を行った。 ・活動団体、自治会、事業所等が実施する男女共同参画に関する講座等の開催に対する支援を行った。 ・家庭、地域、職場等で男女共同参画を推進する人材を育成する講座、相談業務等に関わる人材の資質向上を図る講座を開催した。 ・広く県民に向け男女共同参画の理解を促進するセミナーを開催したほか、地域や事業所に出向いて出前講座等を開催した。	B	地域や住民活動団体等の活動支援強化のほか、男女共同参画に係る住民ニーズとして性別に関するアンコンシャス・バイアス等に起因する「生きづらさ」解消などが求められている。	家庭・地域・職場での「働きづらさ」「暮らしづらさ」の要因とされるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた課題把握と対策検討、情報発信等を通じた県民運動を本格的に展開していく。	未来創造課
男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画(性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画)の着実な推進を図る。	男女共同参画社会づくりを推進するため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。	5,110	・鳥取県男女共同参画審議会を開催し、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」(計画期間:令和3年度～7年度)の進捗を報告するとともに、同審議会からの答申を受け、次期計画(計画期間:令和8年度～12年度)を策定した。 ・県・市町村の男女共同参画の取組状況を取りまとめた「白書」「マップ」を公表し、広く発信した。 ・関係機関等との連携や、専門員による働きかけ等により、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む鳥取県男女共同参画認定企業の着実な増加を図った。	B	「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「女性活躍推進計画」のKPI達成に向けて、誰もが働きやすい職場環境整備に取り組む企業認定件数の更なる増加を働きかけること。	専門員等による企業への職場環境改善の働きかけを強化していくとともに、県民との草の根的な対話を含め産官学金労官士の多様な属性の方々との意見交換を踏まえて現状と課題、今後の取組方針を整理し施策に反映させていく。	未来創造課
女性のキャリアアップ支援事業	企業等における女性従業員のキャリアアップを応援する。	女性管理職等のネットワークづくり支援や、女性従業員に対するキャリア形成支援等のための交流会・研修会の開催などを通じて、県内企業における女性リーダー育成・スキルアップを応援する。また、県内企業の女性管理職登用状況等を把握するための実態調査を行う。	3,938	・県内企業の異業種間女性管理職ネットワークづくりやその活動支援、中堅従業員の管理職登用等に向けたキャリアアップへのモチベーション向上を図るための交流機会を設けた。 ・県内企業における女性リーダー育成のため、キャリア形成、キャリアアップに資するセミナーを実施するとともに、県内で活躍する女性管理職との交流会を実施した。	B	女性従業員のさらなるキャリア形成・スキルアップ意識の向上や、県内で働く女性のネットワーク形成とメンター人材化の循環に繋げていくこと。	県内企業におけるさらなる管理職登用、リーダー育成のため、キャリア形成、キャリアアップに資するセミナーを実施する。	県民運動課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
(4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
夢広がる女性の未来とつくり創造事業	将来世代の女性就業機会拡大に向けた情報発信やイベント開催などを通じて女性の未来に夢が広がる魅力ある鳥取県づくりに取り組む。	将来の進路選択を考える子ども世代やその保護者等を対象に、県内大学や技術系業界の企業・団体等と連携して、次世代の理工系女性人材の育成に繋げるイベントを開催するほか、女性少数分野での就労女性のロールモデル発信や学校への講師派遣など、女性技術者等と子どもたちとの交流機会を設け、性別に関するアンコンシャス・バイアスによって生き方や働き方が制約されることのない社会を目指した意識醸成を図る。	6,073	理工系分野の魅力や将来性などを学び、興味関心や理解を促すためのイベントの開催や女性参画の少ない分野で活躍する方の県内学校への講師派遣を行った。 ・起業創業など「新たな挑戦」に向けて取り組む女性を後押しする講座開催、パンフレット作成等の情報発信、子育てママサークル等による育休中女性に対する職場復帰支援に向けた相談対応やネットワークづくりを支援した。	B	「女性が技術者として就業することは難しい」「女性には起業創業は難しい」「女性が産休・育休を挟んでキャリアを継続することは難しい」といった無自覚の思い込みを払拭していくとともに、性別に関わりなく誰もが希望する生き方・働き方を選択できる社会環境を整えていくこと。	性別に関するアンコンシャス・バイアスによって子どもたちの将来を制限することのないよう、アンコンシャス・バイアスの弊害解消の取組を展開していくとともに、女性起業家等を対象とした勉強会、交流会やネットワーク構築の場の提供、情報発信等により女性の起業を支援する。	県民運動課
アンコンシャス・バイアス解消に向けた男女協働未来創造事業	性別に関するアンコンシャス・バイアスによる職場や地域での影響などを把握し、その課題解消に向けて男女協働推進の視点で県民皆で考える県民運動を展開する。	固定的性別役割分担意識などに基づく職場での働きづらさや地域での暮らしづらさについて、県民との草の根的な対話やセミナー・フォーラム開催等を通じて課題を把握するとともに、産官学金労労士など多様な属性の方々との意見交換を踏まえた課題解決策の検討や、課題解消のための周知啓発に係る情報発信等により、女性に選ばれる「働きやすく暮らしやすい」職場や地域づくりの県民運動を展開する。	9,541	・様々な属性・年代の県民と「みんなで話彩や」による草の根的な意見交換を通じて固定的な性別役割分担意識に起因するモヤモヤ事例や課題解決に係る声を集め施策に反映した。 ・県民向けフォーラムや企業向けセミナーの開催等により性別に関するアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた普及啓発や情報発信を実施した。	B	性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消等には、一人一人の気づきとともに、地域や各団体等における自主的な行動や取組の広がりが必要。	性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害解消に向けて、地域や団体等と連携した運動体の立ち上げ、団体等への活動支援、シンボルマーク作成等による機運醸成等の県民運動の展開とともに、PRツール作成や各種情報発信、みんなで学んで話彩や等による普及啓発を実施する。	県民運動課
健やかな妊娠・出産のための応援事業 (新米パパに贈る子育て教室)	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図るため、実践を通じて父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	1,122	鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を計12回実施した。	B	引き続き、新米パパに贈る子育て教室を実施し、父親の育児参画を促していく。	引き続き、鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を実施する。	家庭支援課
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業	困難な問題を抱える女性・DV被害者の保護及び自立支援、啓発活動を行う。	DV被害者を含む困難な問題を抱えた女性を支援する関係機関研修実施や、支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。自立生活を目指すステップハウスの運営を、社会福祉法人に委託して実施する。 DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。(DV予防啓発支援員関係は福祉相談センターで作成)	35,079	困難な問題を抱えた女性に対する支援充実のため、積極的に一時保護を実施し、併せて補助金を用いて自立支援を行った。	B	一時保護件数が増加しており、自立支援のための補助金のメニューを見直す必要がある。	現状を分析し、より効率的な制度となるようにDV関係補助金の要綱見直しを行う。	家庭支援課
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業 (人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,114	デートDV予防学習会を中学校10校、高校18校、特別支援学校4校、高等専門学校1校で実施し、約3300人の生徒が学習会を受講した。正しい知識や相談窓口など、必要かつ適切な情報を生徒に提供する機会となっている。	B	・学校の授業の枠組みでクラス単位で学習会を提供するため、平日日中の講師派遣となるが、実際に派遣に協力可能な支援員数は、近年不足傾向にある。 ・研修内容を充実させること。	・引き続き新規の支援員養成研修会の開催を行うとともに、支援員連絡会やフォローアップ研修などを通じ、具体的な活動内容などを共有するなど、活動協力可能な支援員の増加につなげていきたい。 ・研修教材の見直しにより、研修の内容を現在よりも充実させる。	家庭支援課 福祉相談センター (人権教育課)
犯罪被害者寄り添い支援事業 (うち民間支援団体への委託・補助)	(公社)とつくり被害者支援センターに対し、被害者への直接支援業務を委託するとともに、啓発・人材育成等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う民間支援団体に委託及び助成を行う。	47,672	県犯罪被害者総合サポートセンターにおいて、委託や補助により民間支援団体で実施される取組と連携を図りながら、犯罪被害者支援活動の推進を図った。	B	引き続き、被害直後から被害者に寄り添った支援が行えるように、県・民間支援団体の他、関係機関との連携強化に努める必要がある。	県犯罪被害者支援連絡協議会の開催等を通じ、関係機関との連携が図れるよう取り組む。	くらしの安心推進課
人権学習講師派遣事業(男女共同参画に関する学習会)	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を実施することにより、鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が、思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいく。	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識の向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画 社会機運醸成費(普及啓発事業)2,302	県内の小中高等学校に出かけ、男女共同参画社会の実現に向けた出前授業を実施した。	B	多くの児童・生徒等に授業を行うことができたが、次年度以降も継続していくことが必要。	教育委員会主催の担当者会でのPR強化や市町村との連携に取り組んでいく。	県民運動課 人権教育課
就労支援	性別に関わらず、ひとり一人が自分らしい働き方ができるよう、性の多様性を理解し、柔軟な働き方を提案する企業との就労マッチング支援を実施する。	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行う。	—	大型商業施設での出張相談会を行うなど働く意欲のある方の掘り起こしを行うとともに、希望に沿った就労が実現するよう、就業支援員が企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など、伴走型支援を行った。	B	潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
「あいサポート運動2.0」事業	平成21年度に本県でスタートしたあいサポート運動は、障害者差別解消法で規定する障がい者への合理的配慮の提供に深く関係するものであり、令和6年度の15周年の節目を経て、今後さらに全県・全国への浸透を加速させていく。また、令和6年4月から民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されたことを踏まえ、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていくことで、真の共生社会の実現を図っていく。	地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動を強化する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組へ支援 ・あいサポート企業の取組事例(好事例)発信強化 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費の助成 ・県内大学等と連携したあいサポート運動普及啓発 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実(学校でのあいサポート運動の学習の全県的導入の推進、教職員向け研修会の開催) ・あいサポート運動テーマソングを活用した広報	29,083	・障がいのある方に協力いただき、金融機関等における業種別研修会を開催した。 ・鳥取短期大学及び鳥取看護大学と連携し、当該大学生に対して、当事者との交流を含めたあいサポート運動学習を実施した。 ・ともともフェスタ(内閣府主催)にて歌手 平原綾香氏によるあいサポート運動テーマソングの披露や全国手をつなぐ育成会連合会との連携により、全国にあいサポート運動を広く発信した。	B	・あいサポート運動の推進と改正障害者差別解消法の理解を図るため、地域や企業等においてあいサポート運動を実践できるよう更に広めていく必要がある。	・引き続き、地域、企業にてあいサポーター研修等を実施するほか、若年層向けとして県内大学等と連携した学生に対する研修や小・中・高を対象としたあいサポート運動学習会も実施していく。 ・あいサポート企業・団体が取り組んでいる社会的障壁を除去するための取組(好事例)の発信等により県内企業へ取組の横展開を図る。	障がい福祉課
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律が成立したところであり、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進める。	障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器導入支援、遠隔サポート体制の構築、マルチメディアデジイ図書書の普及、機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図っていく。	23,596	・障がい者ICT相談窓口を設置し、当事者、家族を対象としたICTに関する相談対応、障がい関係団体との連携による研修会の実施など、利用機会の拡大や活用能力の向上を図った。 ・視覚障がい者向けのICT機器購入費助成事業により、ICT機器の利用促進を図るとともに、コード化点字ブロックの保守・管理、マルチメディアデジイ書籍の普及促進等に取り組んだ。 ・きこえない方などを対象に電話リレーサービス・ヨメテルの加入促進を図るため、利用料が無料になる地域登録の活用、サービスを利用するために使用する機器導入補助等を実施した。 ・県や市町村主催イベントにおいて、AIによる手話言語認識技術の実証実験を行い、多くの参加者に体験いただいた。	B	・障がい者のICT機器活用の支援を行うため、障がい者ICT相談窓口の利用促進を引き続き図っていく必要がある。 ・聴覚障がい者の情報伝達手段の確保、視覚障がい者に係る街中での情報の充実など、障がい者やその家族が求めるニーズを把握し、情報アクセシビリティ・コミュニケーションをより推進していく必要がある。 ・同行援護従事者の確保のため、一層の制度周知、課題の掘り起こし等を行う必要がある。	・ICT相談窓口を広く周知するための広報の実施等 ・きこえない・きこえにくい方の電話リレーサービス・ヨメテルの利用促進及び県民への理解促進 ・視覚障がい者に係るICTを活用した遠隔サポートシステムの導入等情報保障の充実 ・同行援護の実施、人材確保を図るため、同行援護従業者研修修了者への働きかけ、福祉サービス事業所等への制度周知、関係機関等との意見交換などを実施する。	障がい福祉課
親なき後を見据えた地域生活サポート事業	障がい者の親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場の確保や緊急時の受入れ体制の整備等、支援体制を整備する。	障がいのある我が子の引き継ぎ書である「安心サポートファイル」の普及拡大を図るためのコーディネーターを配置する。また、作成から10年以上経過したファイルを、利用者の声を踏まえて内容の見直しを行う。 ニーズの高いグループホームの整備を促進するため、国補助制度とは別に単県補助制度で支援する。 緊急時受け入れ体制の整備等を行う市町村の地域生活支援拠点の機能強化を支援する。	45,950	・安心サポートファイルの普及拡大のため、説明会を開催するとともに、より使いやすいファイルとなるよう検討委員会を開催(4回)、内容の見直しを完了した。 ・事業者が行うグループホーム整備(1件)に対し補助を行った。 ・日野郡3町の地域生活支援拠点の機能強化の取り組みに対し補助を行った。	B	・見直しを完了した安心サポートファイルのさらなる普及が必要。 ・継続して、グループホーム整備の促進、地域生活支援拠点の機能強化が必要。	・関係機関と連携して、安心サポートファイルの普及を強化する。 ・継続して、グループホーム整備の促進、地域生活支援拠点の機能強化を図る。	障がい福祉課
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関である各圏域の「障害者就業・生活支援センター」に「生活支援員」等を配置する。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	30,628	生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行った。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置し評価を実施した。	B	市町村、就労系障がい福祉サービス事業所、労働局など、障がい者の就労支援に関わる団体間の連携体制の構築及び就労アセスメント能力の向上が必要。	就労アセスメントに係る研修会や説明会を開催し就労アセスメントの普及を図る。	障がい福祉課
障がい者アート推進事業	令和6年度から第2期がスタートした「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図る。	障がい者文化芸術拠点「あいサポート・アートセンター」の運営を核に、県主催の舞台芸術祭及び公募作品展の開催や、アート活動団体・個人への補助金交付などの支援を行い、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出する。	116,894	「あいサポート・アートセンター」による相談支援や人材育成(研修等)、アート活動支援事業補助金による創作活動の支援、舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭」及び公募作品展「あいサポート・アートとっとり展」の開催による発表機会の確保等に取り組むとともに、令和7年度は県立美術館の開館や大阪・関西万博を契機とした発信に取り組んだ。	B	アート活動団体数が増加傾向にあるなど着実に成果が表れているものの、R4年度に実施したアンケート調査によると、各施設が抱える課題は、資金、ノウハウ、活動時間など様々であり、新規活動団体の掘り起こしや活動団体の継続のためには、各施設の課題に応じた伴奏型の支援が必要。	あいサポート・アートセンターによる訪問型の相談支援「ワークショップ等」に取り組む。 ＜推進計画の主な数値目標＞ アート活動取組団体数…R4:42団体→R5:50団体→R6:50団体→R7:56団体(R11目標:70団体)	障がい福祉課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
障がい者一般就労移行支援事業	障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労支援機関によるネットワークの構築、セミナーの開催、事業所の利用者による職場実習、事業所職員のスキルアップ等への支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119	関係機関との連携会議、セミナーの開催、職場実習体験を実施した。職場実習のチラシを作成し、移行事業所に案内した。	B	職場実習体験制度の周知、支援員研修制度の周知が必要。	広報パンフレット等による周知を進め、制度の活用を促進する	障がい福祉課
障がい者のたらしき・自立のための工賃向上事業	障害者就労継続支援事業所に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、工賃向上計画(第4期計画)の目標達成を目指す。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置。総合相談窓口の設置、専門家の派遣等による事業所の実情・課題等に合わせた支援、共同受注窓口による受発注の促進、事業所職員等の人材育成、新たな高単価等作業のための事業所等ネットワークの構築等を実施。 また、工賃向上計画(第4期計画)において、利用者の就労時間や満足度の向上を新たに目標として定めたことから、事業所が行う利用者の就労時間や満足度の向上の取組に要する経費を補助する。	37,725	総合相談窓口の設置、専門家の派遣、共同受注窓口の強化、人材育成等を実施。利用者の満足度向上等に係る経費への補助を実施。	B	事業所の課題に応じた支援の強化が必要。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターによる伴走支援、利用者の就労時間及び満足度向上に係る補助制度のさらなる活用を図る。	障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した『鳥取県手話言語条例』に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこえにくい人への支援を行う。	112,850	手話通訳者の養成・派遣を行うとともに、県内の公共施設等へQRコードを設置し、遠隔手話サービスを実施した。 ・子どもから大人まで幅広く参加できる県民向けミニ手話講座を実施した。 ・手話を習得していないきこえない・きこえにくい人向けに手話講座を実施した。	B	・遠隔手話サービス等、ICT機器を活用したサービスの利用促進。 ・手話通訳者の成り手不足、高齢化と手話通訳技術の向上。	・遠隔手話サービス等の利用促進に向けた研修会の開催。 ・関連イベントにおいてもミニ手話教室実施や手話サークル等と連携して若い世代にも広く手話言語の普及・啓発を図ることで、将来的に手話通訳等を担う人材の確保に繋げる。 ・現任研修会でのスキルアップ研修の実施。	障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない(使えない)聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	27,449	・要約筆記者の養成と派遣を行った。また、県内各圏域の聴覚障がい者センターにおいて、字幕入り映像の貸出を行った。	B	・「きこえない・きこえにくい人＝手話言語」との認識もまだまだ多々あり、文字による情報保障を必要とする。きこえない・きこえにくい人に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。 ・要約筆記者の人材確保に努める必要がある。	・「手話でコミュニケーション事業」で実施している筆談セミナーなど、広く県民の方に参加いただける講座を実施する。 ・県主催のイベント等で手話通訳の手配だけでなく、積極的に要約筆記も配置することで、要約筆記に対する県民への理解促進・周知を行う。 ・要約筆記者の養成に取組むと共に、要約筆記奉仕員のレベルアップのための講座を開催する。	障がい福祉課
視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人へのコミュニケーション支援を行う。	84,091	県内各圏域の支援センターを中心に視覚障がい者への支援を行った。視覚障がい者から使用についての相談がある支援機器を整備し、体験機会の提供を行うとともに、イベント等を通じ、最新の支援機器の体験等も行った。	B	相談件数の増、イベントの実施、情報保障に関する関係機関への協力等、支援センター職員の業務が多岐にわたっている。	引き続き相談支援に係るネットワークの構築、交流の場の拡大、活動支援ボランティア等の育成、普及・啓発等の幅広い活動に努めていく。	障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,380	新たな支援者7名の養成を行った。また、市町村と連携し、支援者の派遣事業も実施した。また、失語症への理解啓発のための市民公開講座、失語症者とその家族、支援者等がアツまることのできるサロンを開催した。	B	派遣事業の周知が十分ではなく、派遣実績が少ない。	引き続き県の広報等を通じ、支援者養成研修参加者の募集を図るとともに、ホームページやサロン等を通じ派遣事業の周知等も行い、支援希望者の掘り起こしを図る。	障がい福祉課
精神保健福祉体制確保事業	人権に配慮した適切な精神医療の確保を推進するとともに、精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図り、また、措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関が連携して支援を行う。	・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。 ・精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。 ・県精神保健福祉協会との共催で実施する「心の健康フォーラム」や各圏域で実施される普及啓発活動を通じて、精神障がいに対する県民の理解を深める。	24,039	精神医療審査会の定期的な開催や精神科病院に対する実地審査等の実施を通じ、精神保健福祉法に基づく入院制度が適切に行われているかの審査を実施した。 ・保健所や精神保健福祉センターと意見交換・情報交換を行い、措置解除後の地域生活の支援体制の構築に取り組んだ。 「心の健康フォーラム」の実施(県精神保健福祉協会との共催)等により、精神保健福祉に係る正しい知識を提供した。	B	精神保健福祉法に基づく入院制度等を引き続き適切に運用していく必要がある。 ・措置解除後の地域生活における支援体制構築をより一層進めていく必要がある。 ・引き続き正しい知識の提供に取り組んでいく必要がある。	今後も、精神医療審査会や実地審査等を計画的に実施する。 ・保健所や精神保健福祉センターと連携しながら、意見交換会等を通じて体制構築を進めている。 ・心の健康フォーラム等の普及啓発事業を継続実施し、精神障がいに対する県民の理解を深めていく。	障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元化・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,790	・県内3か所の成年後見支援センターに運営費補助金を交付したほか、各種会議への出席により情報共有・意見交換を行った。 ・県による協議会を設置・開催し、市町村、専門職団体、3つのセンター、裁判所、県士協と情報共有・意見交換した。	B	・市民後見人や市町村士協等の法人後見など受け皿の拡大に対する施策が必要。 ・成年後見制度改正の動きについて国の動きを注視し、関係機関等との連携をより深めていく必要がある。	・市町村、市町村士協、地域包括支援センター等を対象とした研修を継続する。 ・県協議会や各種会議により情報共有を行い、バックアップなど県の施策を検討する。 ・担い手育成方針を策定する。	孤独・孤立対策課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
きこえない きこえにくい子どものサポート センター設置事業	きこえない きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能と結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先：(公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○所長1名、コーディネーター兼相談員1名、相談員1名、支援員1名(ろう者)、事務員1名を配置	25,654	年2回支援協議会を開催し、医療、教育等の関係機関ときこえない きこえにくい子どもの支援に関する課題を共有し、今後の支援について協議することができた。また、聴覚障がいの診断がついた親子の相談先となるとともに、必要な情報提供を行うことができた。	B	中途難聴や支援機関に繋がっていない軽度難聴児の状況把握と支援方法について検討する必要がある。	適切な時期に聾学校等の支援につながるよう、切れ目のない支援について、「きこえない きこえにくい子どもの支援検討会」等で連携し、対応していく。	子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやパラスポーツ競技の魅力を感じることににより、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	全国脊髄損傷者連合山陰支部より講師及び指導員を派遣し、「障がいの有る人の人権」をテーマとした講演及び車いすバスケットボールの体験教室を開催する。	560	障がい者スポーツ(車いすバスケットボール)体験教室を小学校7校で実施した。事前学習や事後学習にも取り組んでもらい、「あいサポートキッズ」(小学生のみ)を育成した。	A	今後とも体験教室当日だけの学習とならないよう、事前学習及び事後学習を充実させ、質の高い人権教育の実現を図る必要がある。	・申込み段階で事前学習及び事後学習の計画立案を求める。 ・実施することが決まった学校と協会、当課との三者による協議会を充実させ、好事例等を紹介することとおして、事前学習及び事後学習の充実につなげる。	人権・同和対策課 人権教育課
人権学習講師派遣事業(ボッチャ)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやパラスポーツ競技の魅力を感じることににより、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	鳥取県ボッチャ協会より講師及び指導員を派遣し、「パラスポーツ競技の素晴らしさ」をテーマとした講演及びボッチャの体験教室を開催する。	320	障がい者スポーツ(ボッチャ)体験教室を小学校8校で実施した。事前学習や事後学習にも取り組んでもらい、「あいサポートキッズ」(小学生のみ)を育成した。	A	体験教室当日だけの学習とならないよう、事前学習及び事後学習を充実させることにより、質の高い人権教育の実現を図る必要がある。	・申込み段階で事前学習及び事後学習の計画立案を求める。 ・実施することが決まった学校と協会、当課との三者による協議会を充実させ、好事例等を紹介することとおして、事前学習及び事後学習の充実につなげる。	人権・同和対策課 人権教育課
鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンター/バリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材(ガイド人材)の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	バリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのパラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しむ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	29,379	障がい者スポーツ指導員の育成講習会を実施し、ガイド人材の登録者数は551名となった。また、バリア及び中部・西部サテライトセンターにおいても、各種スポーツ教室を計画的に実施。	B	初級障がい者スポーツ指導員の育成が、思うようにできていない。また、資格保有者でも登録していない人もいるため、今後登録を促していく必要がある。	初級指導員の育成だけではなく、中級・上級の資格取得においても各競技団体・関係機関等を通じて取得に向けて促していく。	スポーツ課
【再掲】 とっとりUD施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	19,574	・住宅セーフティネット法に基づきセーフティネット住宅を登録・公開した。登録数：7,311戸(令和8年2月末時点) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。補助件数：46件 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・居住支援の取組や課題を居住支援法人同士が共有し、困難事例の解決等に結び付けていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和12年度までの10年間で210戸としている。制度が普及するよう補助事業を行っている市町村へ賃貸人の負担軽減につながる補助要綱等の見直しを要請する必要がある。	・福祉的な課題や対策等について、居住支援法人同士の意見交換会の継続開催や研修会等により、全体のレベルアップを図っていく。 ・補助制度は、令和7年度までに鳥取市、倉吉市、米子市、境港市及び南砺市が制度を創設しており、引き続き取組む市町村数を増やす働きかけや補助要綱等の見直し要請を行う。	住宅政策課
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	16,000	県道伏野寺崎線(湖山町北工区)及び県道米子空港境港停車場線(明治町工区)の歩道におけるバリアフリー対策にかかる設計及び工事を進めた。	B	必要な予算を確保しバリアフリー対策の促進が必要となっている。	予算の確保に努め、バリアフリー対策が図られていない路線の対策に取り組む。	道路企画課
仕事とくらしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かしつつ、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、誰もが読書できる社会を目指し読書バリアフリーの普及・啓発に務める。	1,375	・鳥取県読書バリアフリー計画の改訂を行った。 ・鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会を開催し、障がい当事者・関係団体等から意見を伺った。 ・イベント等に出展し、大活字本、マルチメディアデジ図書などのアクセシブルな書籍や読書支援機器の現物に触る機会を提供する等して読書バリアフリーに資する図書館サービスの普及を行った。 ・バリアフリー映画上映会を開催した。 ・アクセシブルな書籍等の収集を進めた。 ・携帯助聴器、リーディングループ等読書支援する機器を購入した。	B	・令和8年度から開始する新たな鳥取県読書バリアフリー計画について、当事者、関係団体等と意見交換しながら事業の進捗を管理し、取組を進める。 ・会議や関係団体の訪問の機会をとらえて読書や図書館利用に困難がある者の現状やニーズを把握し、読書バリアフリー関連施策を充実する。 ・市町村立図書館や関係団体との連携を強化し、読書バリアフリー・障がい者サービスの一層の周知啓発と利用促進を図る。	・鳥取県読書バリアフリー計画に基づく事業を開関係機関と協力しながら計画的に進める。 (主な事業) ・アクセシブルな資料の一層の拡充。 ・学校、市町村立図書館向けの読書バリアフリー体験・展示セットの製作と貸出し。 ・アクセシブルな図書の製作体験、出前図書館等の普及・啓発。	図書館

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
資料購入整理費(図書館運営費)	電子書籍の特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対して、読書バリアフリー環境の一層の充実を図る。	電子書籍サービスがあらゆる利用者に対してより使いやすいものとなるよう、音声読み上げ対応のコンテンツを中心に約1000タイトルの購入を行う。	10,000	音声読み上げ対応の電子書籍を中心に選定・購入を行った。	B	音声読み上げ等読書バリアフリーに資する電子書籍の充実と障がいの有無によらず聞く読書を楽しむオーディオブックの収集。	病気や障がいの有無にかかわらず読書を楽しむことができる電子書籍等の計画的購入と利用拡大に向けた情報発信。	図書館
県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務部局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	4,569	県立学校及び事務部局に障がい者を任用し、障がい者雇用率2.71%(法定雇用率2.7%)となった。	A	令和8年度に法定雇用率の引上げがあるため、法定雇用率の達成のためには令和9年度までに新たに13名以上の任用が必要。	事務部局ワークセンターを新たに設置。東部・中部ワークセンター及び県立学校の会計年度任用職員の増員。障がい者のさらなる活躍・職場定着促進のためのステップアップ制度の実施。	教育総務課
特別支援教育専門性向上事業	特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。	○全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性向上事業 ○病弱教育推進事業 ○発達障がい理解促進のための教職員研修 ○大学等長期派遣事業 ○理療科・寄宿舎充実事業 ○医療的ケア専門性向上事業 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上事業 ○特別支援学校センター的機能充実事業 ○特別支援教育専門員の配置	15,943	・ユニバーサルデザインの視点での学級づくりや授業づくりに関する基礎的理解を進め、全ての学級に在籍する子どもへの指導・支援の充実を図るため、特別支援教育充実研修会を開催し、274名の参加があった。 ・学校看護師における医療的ケアに関する知識・技能及び教職員の医療的ケアが必要な幼児児童生徒への指導力等の専門性が向上するよう、看護師、教職員等を対象とした研修を2回実施した。 ・各教育局に特別支援教育専門員を配置し、特別支援学級への支援を行った。	B	・小中学校等において、特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、すべての教職員が合理的配慮や基礎的な環境整備に関する理解、障がいの特性等に関する基本的な知識・技能や指導・支援の向上等、特別支援教育に関する専門性向上のための取組が引き続き必要である。 ・特別支援教育主任や担任等、学校の教職員を支える相談・助言体制の充実が必要であり、LD等専門員の相談活動や特別支援学校のセンター的機能の発揮の充実が求められる。	・学校現場のニーズに応じた研修、LD等専門員や通級指導担当教員の専門性向上を目指した研修、特別支援学校教職員の研修派遣等を積極的に実施する。 ・特別支援教育専門員による特別支援学級担任等へ助言・支援を継続して実施する。	特別支援教育課
特別支援教育充実費	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図る。特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	①就学支援・教育支援(鳥取県就学支援分科会の開催/教育支援チームの派遣) ②特別支援学校地域支援推進事業(小中学校等への相談活動) など	8,642	・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図った。 ・新たに就学支援セミナーを開催し、適切な就学について関係者へ周知した。(参加者約300名)	B	・障がいの状態等は児童生徒によって多様であることを踏まえて共生社会の形成に向かう必要があり、適切な就学先や学びの場の決定となるよう、必要な情報提供や早期からの適切な就学支援体制の構築が引き続き必要である。	・幼児児童生徒の障がいの重さ・重複化が進む中、学校の安全・安心な環境整備を進めるとともに、特別支援教育の更なる充実に向けて理解促進に継続して取り組んでいく。	特別支援教育課
特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導の令和8年度実施に向けて研究する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	5,386	・平成30年度からの「高校における通級による指導」制度の開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校として、特別支援教育コーディネーターを配置。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導の調査・研究を実施。 ・各高校の特別支援教育担当者等を対象に、鳥取県高等学校特別支援教育研修会を11月に実施。 ・生徒及び教職員を対象に、自己理解・他者理解のための外部講師を招聘した講演会等の実施。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員、手話通訳士の派遣。	B	・「高校における通級による指導」の実践、研究及び、生徒の自己理解・他者理解のための研修をとおして、特別支援教育の充実を図る。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導を令和8年度から開始。県東部・中部圏域での巡回指導を令和9年度から開始するための準備・研究の実施。 ・「手話言語」授業の実施校について、授業の充実。	・県東部・中部圏域における通級による指導の巡回指導での、拠点校及び巡回指導を行う学校での校内体制や指導の在り方等について研究する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	高等学校課
就労支援	ひとり一人の障がいの特性等に応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行う。	—	希望に沿った就労が実現するよう、就業支援員が企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など、伴走型支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
(9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”が実施する子ども食堂の開設・運営相談や子ども食堂と関係機関の連携強化を目的とした協議会の設置に係る経費を支援する。 ・とっとり子どもの居場所ネットワークの食材提供拠点を活用し生活困窮世帯・子ども食堂等へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	41,842	子ども食堂と市町村の連携の強化を目的とした子ども食堂協議会を中部・西部で実施した。	B	子ども食堂の充足率(小学校区ごとの子供食堂の割合)は64.96%で全国2位となっており、子ども食堂等の子どもの居場所は全県的な取り組みになっている。一方で、子ども食堂がない地域もあり、地域偏在は解消できていない。	国庫補助金を活用した子ども食堂等の支援を実施する市町村の増加を図る。	家庭支援課
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るための啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日受付) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロン等への補助 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議の開催	15,086	・電話相談の24時間受付体制、LINE相談窓口体制を継続(R4～) ・オンラインサロンの開催(全8回) ・フォーラム兼支援者研修会の開催(R7.7.30) ・支援機関の研修経費の助成(1団体) ・全小・中・高生等への啓発用リーフレット配布 ・支援会議の開催(圏域と全県で計4回)	B	・LINE相談、電話相談等様々な相談窓口を設けているが支援機関間での共有、連携が不十分である。相談者本人の意思や個人情報への配慮に十分留意しながらも支援機関間での連携強化が必要。 ・徐々に市町村や教育委員会でヤングケアラーの支援への動きが見られるが、継続して市町村での対策強化の働きかけが必要。	市町村の課題等について、圏域での支援会議の開催により、地域に密着した社会資源の確認、顔の見える関係作りを行い、支援連携強化を図る	孤独・孤立対策課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	小児慢性特定疾病児童等やその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、ピアカウンセラーの養成等を実施する。(委託事業)	6,369	小児慢性特定疾病児童等やその保護者の相談窓口を設置するとともに、気軽に相互交流できる居場所を週3回開設した。	B	支援事業をより利用してもらうために、利用者への周知の強化が必要	利用対象者へが自立支援事業を活用しやすいよう周知を行う。	家庭支援課
産後ケアータルサポート事業 (産後ケア推進事業)	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援する。	・産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う市町村へ費用の一部を助成し、市町村と連携して産後ケア費用の無償化及び受入先の確保を進める。	27,228	市町村の実施する産後ケア事業に係る経費の一部を補助した。	B	県内のどの地域でも十分な産後ケアを受けられるよう、市町村の区域を超えた広域的な調整を実施し、受け皿となる施設数の増加や、内容の充実に取り組む必要がある。	産後ケアを実施する医療機関、助産所等を増やすため、市町村と連携した整備支援などを実施する。	家庭支援課
児童相談所体制整備事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、相談支援業務や一時保護の充実を図る。一時保護所及び児童相談所(県内1か所ずつ)の第三者評価の継続受審に取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	46,634	・児童相談所及び一時保護所の第三者評価を受審。 ・施設内虐待の発生予防や、関係機関に対する児童虐待に関するスキルアップ研修等を実施。 ・11月の児童虐待防止推進月間において広報啓発活動等を実施。	B	児童相談所の運営に対して外部有識者から助言を受ける制度はあるが、児童相談所が都度外部有識者を選定し、依頼するため、手続きが煩雑で手間がかかり活用しづらい。	所管課が予め外部有識者を選定、定期的に児童相談所に派遣し助言指導を行う体制を整備することで児童相談所のサポート体制を強化する。	家庭支援課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	物価高騰等の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3カ所の「ひとり親家庭相談支援センター」において、相談員による相談を実施するとともに、相談者適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	5,289	・東部、西部のひとり親家庭等相談支援センターの個室化を実施し、3箇所すべての相談窓口が個室化した。	B	ひとり親の相談内容は多岐に渡り複雑化しており、相談員が対応しきれないケースがある。	必要に応じた臨床心理士等の同席により相談支援体制の強化を図る。	家庭支援課
こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を整備する。	アドボキット(意見表明支援員)を養成し、児相相談所一時保護所や児童養護施設等に派遣する。県弁護士会と連携し、権利侵害等に関するこどもの権利擁護体制を整備する。また、児童養護施設の子どもや退所した若者に対して、権利を学ぶ機会の提供や団体活動支援を行う。	6,232	・アドボキットを児童相談所一時保護施設や児童養護施設へ毎月派遣し、こどもの意見表明の支援を行った。 ・児童養護施設等に入所しているこどもや退所した方が、こどもの権利や意見表明の方法を学び、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助した。 ・児童養護施設への派遣先を1カ所から3カ所へ拡大した。	B	・こども自身が直接アドボキットにアクセスできる手段の確立が必要。 ・児童養護施設以外の児童福祉入所施設や里親への派遣も推進していく必要がある。	・引き続き、アドボキットの派遣先拡大に取組み、併せてアドボキットの増員及びスキルアップにも取り組む。 ・こどもからの直接的なアクセスを可能とし、こども視点において第三者性を担保できるようアドボキット派遣事業の民間委託を検討する。	家庭支援課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
(9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に、地域で安心して生活できるための環境を整えること。	・相談業務(医療的ケア児や家族等の総合的な相談対応、ケアに関わる専門職、関係機関からの専門相談支援) ・人材育成(医療的ケア児コーディネーターや訪問看護師等の育成、フォローアップなど) ・関係機関との連携・調整 ○総合窓口:博愛こども発達・在宅支援クリニック、東部窓口:鳥取県看護協会、中部窓口:中部療育園	32,652	県内3か所の相談窓口において、家族及び関係者等から各種相談を受理し、助言対応した。連携推進会議や各相談窓口の担当者が参加するミーティングを開催し、情報共有や課題の検討を行った。	B	医療的ケア児等支援センターと市町村との情報共有方法、医療的ケア児等コーディネーターとの連携について、一層の強化を図る。	主に連携推進会議を通じて、事例を共有して支援スキルを向上させたり、市町村及び医療的ケア児等コーディネーターとの連携方法について協議したりするとともに、医療的ケア児等支援センターからコーディネーターへの定期的な情報発信や、フォローアップ研修を充実させることによって、地域支援体制の強化を図っていく。	子ども発達支援課
【再掲】 きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	—	—	—	—	—	—	—	子ども発達支援課
不登校対策事業	フリースクールを運営する民間事業者を支援し、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用を支援して学びや成長を支える。	ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して助成を行うとともに、児童生徒の授業料等の助成を行う市町村に対して支援する。	56,561	県内のフリースクールに対する支援は13施設、フリースクールに通う児童生徒の通所費及び交通費等の支援は4市10町1組合に行い、フリースクールへ通う子どもの保護者への負担軽減を図った。	B	新規でフリースクールの運営支援を希望する事業者へ支援を行うことで、不登校の状況にある児童生徒の教育の機会を確保していく必要がある。	県教育委員会及び市町村等と連携し、必要な支援を実施する。	教育学術課
官民連携によるフリースクール伴走支援事業	県内フリースクールの伴走支援体制や不登校児童生徒の保護者への情報提供・相談体制を構築し、不登校の子どもへの支援モデルを創出する。	フリースクールの伴走支援を委託し、指導力の向上を図るとともに、県内の不登校支援施設情報を集約したポータルサイトでの情報発信や、保護者からの通所相談や保護者同士が悩みや不安を相談し合うオンラインコミュニティの設置を委託し、不登校の子どもや保護者への支援メニューを充実させる。	9,271	県内フリースクールの伴走支援や不登校児童生徒の保護者への情報提供・相談に係る業務を事業者に委託し、事業者と協力しながら体制構築を行った。	B	令和7年度で事業終了見込み	令和7年度で事業終了見込み	教育学術課
学校の諸課題未然防止・早期支援プロジェクト	様々な教育的課題を包括的に捉え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等を活用した学校組織体制づくりを指導・助言するスーパーバイザー(外部有識者)を配置し、学校や市町村への直接支援を行うことで課題の未然防止や早期支援を強化する。また、不登校、暴力行為をはじめとした問題行動など様々な困難を抱える児童生徒を早期の段階で発見し、対応するため小学校における支援を強化する。	アセスメントに重点を置いた学校や市町村への直接支援を強化するため、スーパーバイザー(外部有識者)を配置し、支援会議に参加したり、校内研修の講師として派遣したりする。アセスメント以外の視点で学校が抱える課題の未然防止・早期支援を図るとともに、教職員一人一人のスキルの向上と学校組織による支援体制の更なる充実を目指す研修を支援する。小学校でのいじめや不登校等の早期対応及び未然防止のため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置時間を拡充する。校内サポート教室を公立小学校に3校設置する。	3,800	約140回の訪問支援を行い学校の組織体制づくりを指導・助言した。小学校3校に校内サポート教室を設置し、スクールカウンセラーの小学校重点配置として420時間拡充した	A	県立学校(特別支援学校、高等学校)からの要請が少なかった。	スーパーバイザー等による指導助言により好転した事例を周知するとともに学校担当課とも連携しながら支援を推進していく。	生徒支援・教育相談センター
不登校児童生徒のつながり・学び充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教室以外の場に居場所を求めたり、学びたいと思ったときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心のSOSを見逃さず、安心して学校生活を過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。	公立小学校20校に学校生活適応支援員を配置する。公立小・中学校13校に校内サポート教室を設置する。全ての公立小・中学校において心理的援助ができるようスクールカウンセラーを配置する。不登校の児童生徒へのICT等による自宅学習支援を実施する。高校生年代には、訪問支援・居場所支援を実施する。	17,186	学校生活適応支援員を20校に配置した。全ての公立小・中学校において心理的援助ができるようスクールカウンセラーを配置した。臨床心理士等の緊急支援を93時間実施した。校内サポート教室を公立中学校15校・小学校3校に設置した。不登校の児童生徒への自宅学習支援を実施した。高校生年代への訪問支援・居場所支援を実施した。	B	不登校児童生徒数の増加に伴い、学びへのアクセスができなかったり、学校内外の専門機関での相談・指導等を受けられていなかったりする小・中学生への支援が不十分。	各市町村教育委員会及び各学校における学校支援チームの活用推進を図る。	生徒支援・教育相談センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催する。いじめ相談窓口を運営する。いじめ問題調査委員会を設置する。子どもの悩みサポートチーム支援事業、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援、いじめ問題に関する行政説明会を実施する。	12,883	「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂した。鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会及び、いじめ問題に関する行政説明会を開催した。いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業を実施した。希望する学校に指導主事を派遣して校内研修を実施した。	B	いじめ問題に対して、いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針に沿った対応ができていない事案がある。	いじめ問題に対して、適切な対応が行われるよう、県の基本方針の周知や校内研修などを行う。	生徒支援・教育相談センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るとともに、ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるため、市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を助成する。また、県主催の関係者との連絡協議会や資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への経費補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会を実施する。県主催の関係者との連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問を行う。	89,565	市町村のニーズに合わせスクールソーシャルワーカー配置に係る経費補助を行った。スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催した。	B	社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者の割合が低く、スクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上が必要	資質向上研修の開催、学校支援チームの派遣によりスクールソーシャルワーカーの資質向上及び活用の促進を図る。	生徒支援・教育相談センター

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
(9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】 子どもたちを守るためのネット・サポール 事業	—	—	—	—	—	—	—	生徒支援・教育相談 センター
教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい 等に係る学習上の困難や生活上の課題について、 専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医 が、本人や保護者らに対してきめ細かな支援を行 う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談 員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに 応じた助言・支援を行う。	2,251	不登校に関する保護者からの相談については、相 談者の思いを受け止め、子どもとの関わり方につ いて助言した。いじめ相談については、関係機関と連 携し早急な解決を図った。幼児への発達相談は、 言語理解、視覚認知の力を高める個別プログラム を実施した。	A	次年度も今年度同様に相談員の 研修及びケース検討を実施し、 相談員としての専門性を維持す る。	相談員のアセスメント力、傾聴・ 受容・共感力を高め、相談者の 主訴の軽減・解消を促進する。	生徒支援・教育相談 センター
学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する 専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康 問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図 る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣 し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、 学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	1,014	県立学校については、望まない妊娠や性被害の実 態を踏まえ、生命の大切さやよりよい人間関係づく りの築き方について産婦人科医師や助産師等の 専門家を派遣し、性に関する指導の充実につな がっている。(R7:県立学校33校 延べ91人派遣)	A	より多くの学校が活用するよう好 事例等情報発信する必要がある。	HP等を活用した情報発信	体育保健課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の 重要性や進め方を理解することを通して、教職員や 学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室 開催への働きかけを実施する。	25	教職員、学校薬剤師等を対象に研修会を開催し、 薬物乱用防止教育の進め方など周知することと おして指導力の向上を図るとともに、各学校におけ る薬物乱用防止教室の開催を働きかけた。(非集 合型オンデマンド開催参加者63人)	A	より多くの教職員・学校薬剤師が 参加できるよう開催方法を工 夫するとともに、より多くの学校で 薬物乱用防止教育の充実を図る 必要がある。	・開催方法の検討 ・関係機関との一層の連携	体育保健課
とっとりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が 行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭の 教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭の教育力向上を図る取組 を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組 む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援 チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進す る。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣	7,532	家庭教育アドバイザー、「とっとり子育て親育ちプロ グラム」ファシリテーターの派遣及び研修会等の実 施により、家庭の教育力向上につなげた。(アドバイザー 派遣22件、ファシリテーター派遣25件、研修 会参加者延べ73名)	A	より多くの保護者に学ぶ機会を提 供する。	「とっとり子育て親育ちプログラ ム」思春期版の改定を行い、さら なる家庭の教育力向上につなげ る。	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核と した地域住民等の参画や地域の特色を生かした事 業(地域学校協働活動)を展開することで、まち全 体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとと もに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援 として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未 来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用 を助成する。	55,357	・地域未来塾等の学習支援事業を実施する市町 村に対し、財政支援を行った。 ・地域未来塾等の学習支援に関わる人材及び市 町村担当者に対し、子どもの貧困等の現状や課題 について理解を深める研修会と、他市町村関係者 との連絡会議を行い、情報交換及び資質の向上を 図った。	B	・地域未来塾等の学習支援に関 わる人材の資質向上 ・市町村への継続的な財政支援	・引き続き研修会等を通して学 習支援に係る人材を育成すると ともに財政支援を実施する。	社会教育課
【再掲】 インターネットとの適切な接し方教育啓 発講師派遣事業	—	—	—	—	—	—	—	社会教育課
幼児教育推進体制の充実・活用強化 事業	・「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周 知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職 員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進 を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町 村・私立園設置者、小学校等における課題解決に 向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支 援する。	・幼児教育推進体制強化のために、保育・幼児教育専門員に よる園へのきめ細かな訪問支援、指導を実施したり、幼保小 接続アドバイザーの委嘱・派遣をし、円滑な接続をめざした取 組を支援する。 ・幼児教育理解推進・質向上のために、「第4次鳥取県幼児 教育振興プログラム」等を周知・活用したり、「鳥取県幼児教 育推進研究協議会」を実施する。 ・保育者の専門性向上のために幼稚園教諭・保育教諭・保育 士等の研修会を実施する。 ・幼保小接続をより推進するために、「幼保小の架け橋プロ グラム推進事業」や研修会等を実施する。	3,021	・県幼児教育センター職員が、県内の幼児教育・ 保育施設への訪問指導を行うなど、幼児教育の拠 点として取組を進めた。 ・幼保小連携・接続に関する課題を抱えている市 町村の課題解決に向け、幼保小接続アドバイザー を活用した事業展開やニーズに応じた指導助言を 実施した。	B	・幼児教育と小学校教育では所 管が異なることから、教育委員会 と保育担当課の関与の在り方に よっては、幼保小連携・接続に関 する園と小学校等の相互理解や 連携が難しく、市町村による取組 状況や幼児教育推進体制に差 が見られる。	・幼保小連携・接続を推進する ために、施設種を越えた研修会 等の実施や「幼保小の架け橋プ ログラム推進事業」等の好事例 の発信をする。 ・市町村・法人同士の連携をより 推進するため、連絡会等を実施 し充実を図る。	小中学校課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
(6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】 成年後見支援センター運営支援事業	—	—	—	—	—	—	—	孤独・孤立対策課
地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年とは もとより団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040 年に向けて住み慣れた地域で暮らし続けられる「地 域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生 活支援が一体的に提供される地域づくり)の構築が 市町村に求められている。県においては、市町村に よる「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向け て、市町村の取組を支援する。	・市町村等職員研修(階層別・テーマ別)の実施 ・市町村等が行う取組へのリハビリテーション専門職やアドバ イザー等の派遣 ・市町村の個別/具体的な課題等に応じた伴走型による支援 の実施 ・市町村の地域包括ケア推進に向けた支援策等の検討/実 施(地域包括ケア推進支援チームの設置) ・医療専門職や民間企業を活用した市町村取組支援事業の 実施	32,287	・市町村等職員研修や専門職派遣事業を実施。 ・生活支援体制整備事業支援員や介護予防・日 常生活支援総合事業支援員による伴走支援を実 施。 ・地域包括ケア推進支援チームや医療専門職、民 間企業による市町村の地域包括ケアシステム構 築への支援策を実施。	B	地域包括ケアシステムの構築・ 深化は途上にあり、今後も市町村 や関係機関のニーズや課題等を 把握していく必要がある。 ・地域の資源や人材は様々であ り、各市町村において取組が充実 し、定着までには時間を要する。 また、地域の実情の変化に応じた 支援が必要。	地域包括ケアシステムは各市町 村によって様々であり、市町村の 課題や地域課題に即した支援を 継続する。	長寿社会課
敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者 に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を 贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発 展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢 者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢 者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを 目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライ フを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎 え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供 する。	・「百歳以上高齢者」を報道発表する。 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を 「エイジレス・ライフ実践者」及び社会参加活動事例として事 例発表及び高齢者の顕彰を実施する。	—	・老人福祉法で定められている老人の日の記念事 業として、百歳を迎える高齢者に対して、内閣総理 大臣からのお祝い状及び記念品を贈呈し、県内の 百歳以上高齢者について報道発表した。 ・エイジレス・ライフ実践者や社会参加事例につ いて、県内市町村や関係団体に推薦を募り、国に推 薦した。	B	エイジレス・ライフ実践者や社会 参加事例の推薦件数が近年少 ない。	市町村だけでなく、関係団体等 へ幅広く周知し推薦候補者の掘 り起こしを行う。	長寿社会課
認知症本人の社会参加支援、認知症 本人と家族の一体的支援(認知症サ ポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国 民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相 互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生 する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の 人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進 していく。	○「認知症本人ミーティング」の開催 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組等を実施し、 地域における認知症の本人の社会参加等を推進する。 ○認知症本人による啓発研修 認知症に対する理解や対応方法など、認知症本人の実体験 等を交えて講演を行う。 ○認知症コールセンターの運営(委託) 認知症について不安のある人、認知症介護家族等の電話相 談、面接、出前相談等を実施し、一部は夜間休日にも行う。 ○認知症本人及び家族によるピアサポートの実施(委託) 認知症の不安を感じて受診する本人、家族の不安を受けと め、生活再建へと繋げるための相談支援強化として、一足先 に認知症と診断された認知症本人及び家族によるピアサポ ートを各圏域で実施。	10,117	・県内3圏域に分かれて、認知症本人ミーティング を実施。 ・認知症本人による啓発研修を警察学校で実施。 ・委託事業においてコールセンターの運営とピアサ ポート事業を実施。	B	認知症本人による認知症啓発研 修の実施回数が少ない。	企業等に認知症本人による啓発 研修の周知を行い、実施回数を 増やす。	長寿社会課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 (いきいきシニア人生充実応援事業)	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを 支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成 強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会 に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に 対して補助する。	33,130	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の 各種事業に対して補助した。	B	老人クラブの会員数が年々減少 し、活動の存続が厳しくなってい る。	引き続き支援を行い、老人クラ ブ活動を後押しするとともに、イ ベント等を活用し、活動の場を創 出する。	長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業(いきい きシニア人生充実応援事業)	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を 図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康 福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。	○高齢者の生きがい健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピック)への選手団派遣(委託) ・シニア美術展の開催 ・eスポーツの普及推進(委託)	26,610	・ねんりんピックへの選手団派遣や県内の元気な 高齢者が制作した美術作品を展示するシニア美 術展を開催した。 ・市町村や市町村社会福祉協議会等と連携し、公 民館やねんりんフェスタの中でeスポーツの体験会 を実施した。	B	・シニア美術展においては、出品 作品が少ないため、増やす必要 がある。 ・eスポーツについては、継続して 実施し、普及促進を図る。	・出品数を増やすため関係団体 等と連携し、周知等を行う。 ・県eスポーツ協会や、市町村等 と連携しながら、体験会等を実 施、普及啓発に努める。	長寿社会課
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現 役」運営事業(いきいきシニア人生充実 応援事業)	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図る ため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバ ンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	○高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの管理・運営(委託)	14,325	地域で自身の経験や知識を生かして活動したい高 齢者を地域での活動につなげるため、シニアバンク を運営した。	B	年齢を重ねても活躍できる場や 活躍している人がいることを一層 周知するため、シニアバンクの利 用促進を図る必要がある。	HPや新聞を活用した広報を行う とともに、笑みの花咲くねんりん フェスタの中でいきいきシニア表 彰やステージ発表等を行い、シ ニアバンクの活用促進、高齢者 の活躍の場の創出等を図る。	長寿社会課
認知症医療体制の充実、認知症高齢 者介護人材の育成(認知症サポートプロ ジェクト事業)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療セン ターの運営及び地域の認知症医療の対応や、早期 発見、地域包括支援センター等との連携を進めるた め、医療関係者への研修等を開催し、認知症医療 に係る人材を育成する。また、認知症介護職員等 を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援 推進員の人材を育成する。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの 運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応 力研修の実施(委託) ○認知症高齢者介護人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修 を実施(委託)、研修への派遣 ・認知症地域支援推進員となるための研修や認知症介護指 導者となるための研修への派遣 ・認知症重度化予防実践塾の実施(委託)	48,177	・県内の各認知症疾患医療センターが開催する連 携協議会に出席し、センターの状況や課題につ いて情報共有し、連携を図った。 ・研修の実施や研修への派遣を通して認知症介護 に関わる人材の育成を行った。	B	・認知症疾患医療センター主催 の研修が合同で行われているも のがあるので、センターごとの役 割をきちんと確認し各センターが 主体となった研修とすることが必 要。 ・認知症ケアの資質向上のため、 加算にかかわらない任意の研修 への受講を促す必要がある。	・センターの役割や機能を明確 化し業務を委託する。 ・県内の認知症介護指導者と連 携し、受講者の増加を図る。	長寿社会課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
(6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
認知症になっても安心して暮らせる共生社会(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・認知症サポーター養成講座の開催(委託) ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援(委託) ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの養成 ・認知症施策に係る関係機関との連携会議の開催 ・多様な主体による連携強化を図る。 ・認知症等高齢者の行方不明の防止を支援する。 ・広告による相談窓口等の広報	6,225	・R6に引き続き、「認知症基本法」の施行を受けた新しいテキストにより、地域の関係者や行政職員、企業などにサポーター養成講座などの研修会を実施した。 ・チームオレンジ立ち上げ支援としてオレンジチューターによる出前支援を行った。 ・行方不明防止として、GPSなどの見守り機器の購入に係る費用に対して補助した。 ・新聞広告により、相談窓口等の広報を実施した。	B	・企業の認知症サポーターが近年少ない。また、受講後の活動事例を把握できていない。 ・チームオレンジの設置市町村数が少ない。 ・キャラバン・メイトスキルアップ研修の参加者数が年々減少している。 ・少子高齢化による認知症の人の増加に伴い、生命の危機に晒される行方不明高齢者の増加が懸念されるが、見守り機器の購入に係る補助金の活用件数が少ない。	・認知症サポーター養成講座について、企業に周知し、受講後数年後にアンケートを行い活動状況を把握する。 ・チームオレンジ設置済市町の事例を未設置市町村に紹介する。 ・キャラバン・メイトスキルアップ研修において多くの人に参加してもらえように早めに周知するとともに内容を見直す。 ・見守り機器の購入助成について市町村の実態を聞き活用しやすいものに改善する。	長寿社会課
若年性認知症支援事業(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	8,130	若年認知症サポートセンターの運営を委託し、生活、就労等相談に応じた家庭訪問、受診同行、職場訪問等きめ細やかなサポート全般を実施している。	B	若年認知症者数の実態や課題等を委託先に任せっきりで県として把握できていない。	委託先と連携を密にし、可能な限り県担当者も現場に出向くなど、直接現場の声を聞く機会を設ける。	長寿社会課
デジタルを活用した認知症予防啓発(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・ICTを活用し、ライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施(委託) ・老人クラブと連携して、「とっとり方式認知症予防プログラム」を全県に普及するため、R6に引き続きモデル地区を設置して継続的に取り入れられるような支援、フォローアップを行う。(委託) ・SNSを活用し、認知症やフレイルの予防に役立つ情報をスマートフォン等に直接配信し効果的に情報の発信を行う。また、地域型認知症疾患医療センターによる相談受付も実施。	16,915	・認知症予防教室は、地域の公民館で出前説明会を実施したり、新聞広告で周知した。 ・とっとり方式については、R6に引き続きモデル地区での取組、その後のフォロー、体験会等を実施し、多くの高齢者に普及できた。また、高齢者のデジタルデバйд対策として、スマホの使用方法などを教える教室、ブースでの相談会を実施した。 ・プッシュ型配信は各講演会等での宣伝により、会員数が着実に増加し、幅広い啓発へと結びついている。	B	・オンライン認知症予防教室の視聴者の新規登録者数の増加、継続した利用促進を図る必要がある。 ・「とっとり方式認知症予防プログラム」の全県導入に向けた取組を行う必要がある。 ・SNSを用いた情報発信は、継続して見てもらえるよう、一方的にならないよう双方向の取組が必要。 また、LINEによるセンターへの相談実績があまりないため、さらなる周知が必要。	・オンライン認知症予防教室について、市町村の介護予防教室の際と一緒に周知してもらえよう。市町村に出向く機会を設ける。 ・とっとり方式について、市町村の介護予防教室に導入してもらえよう。市町村担当者と一緒にモデル地区や体験会を開催する。 ・SNSを用いた情報発信について、長文だけにしないよう工夫を加えた配信とする。センターへの相談受付については、分かりやすいインターフェースへの変更について検討する。	長寿社会課
スローショッピング実施支援事業	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくり、共生社会を進めるため、スローショッピングの体制整備に向けた支援を行う。	スローショッピングを普及させるため、県内企業等に周知等を行うとともに、実施に向けた取組支援、スローショッピングを実施するために必要な経費を補助する。	600	県内企業と連携し実証実験を行うとともに、必要な経費を支援する補助制度を創設した。	B	県内2つのスーパーで試験的にスローショッピングを実施。今後、他店への拡大や継続した取組になるよう、より一層県内企業等に働きかけを行う必要がある。	企業等に周知し、お試しでの実施や補助制度の活用等、スローショッピング実施に向けた支援を行い実施促進を図る。	長寿社会課
ねんりんピックレガシー継承事業	ねんりんピックとっとり大会は、本県選手が大活躍し、若年層からシニアまで幅広い世代が参画した応援やおもてなしが県外選手団に好評を博すなど、数々の好結果を残して成功裏に閉幕した。この大会レガシーを次世代に引継ぎ、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりを目指す。	○笑みの花咲くねんりんフェスタの開催 ・「地域文化伝承館」をレガシーとして引き継いでいくため、老人クラブ連合会と連携し、元気に生き生きと活動している高齢者の新たな活躍の場として、あらゆる世代が交流し、楽しめる内容を実施。 ・とっとりいきいきシニアバンク登録者の中から、地域で活躍している方を顕彰し、活動を後押しする。 ○因伯ねんりんピックの開催(委託) ・高齢者のスポーツや文化活動への参加意欲や、社会参画を今後も推進していくため、令和7年度「第1回因伯ねんりんピック」を開催。鳥取らしい種目を追加(ニュースポーツ等)するなど、参加者の裾野拡大、高齢者の生きがい発揚を推進する。	12,343	・ねんりんピックのレガシーとして、因伯ねんりんピック、ねんりんフェスタを開催した。	B	より多くの高齢者の参加や幅広い世代の来場を促し、高齢者の活躍の様子を知っていただく機会や交流の場となるようにする必要がある。	関係者との連携を密にし、周知を行うとともに、多くの方に参加・来場いただけるような内容にしている。	長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732	・地域包括支援センター及び市町村の職員に対して虐待通報に対する対応力等に関する研修を行った。また、介護職員や施設管理者を対象として虐待防止のための研修も実施した。 ・県内3圏域の成年後見ネットワークに高齢者虐待相談窓口を設置し、市町村等からの相談等に対して専門家から助言、派遣等を行った。	B	・地域包括支援センター及び市町村の職員に対する研修の参加者が少ない。 ・成年後見ネットワークが対応する相談・助言事案が増加している。 ・施設等従事者や養護者による虐待が発生している。	・講師や開催方法などの見直しにより研修内容を改善し参加者増加を図る。 ・引き続き、施設職員、管理者等に対する研修等を実施するとともに、市町村が実施する家族向けのセミナー等を周知するなど虐待防止を図る。	長寿社会課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
(6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が、当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費にに対し助成する。	9,972	利用者及び事業者間で対応困難な福祉サービスに関する苦情や相談の解決を運営適正化委員会において行うため、鳥取県社会福祉協議会に活動経費を助成した。	B	毎年一定数の苦情や相談を受け、当該機関で解決が図られていることから、引き続き、この事業を続けていくことが必要。	これまでの取組を引き続き継続していく。	福祉監査指導課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査等を通じた事業の普及を促進する。	1,178	・評価推進委員会を開催し、評価機関の認証更新を行った。 ・評価調査者継続研修を行った。 ・指導監査時や研修の機会を捉え、受審の勧奨を行った。	B	・より多くの事業所に評価機関の評価を受けていただくことが必要。 ・新規の評価調査者を確保する必要がある。	・指導監査等の機会を捉え事業の普及啓発を行う。 ・評価調査者の確保のため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を実施する。	福祉監査指導課
とっとり県民カレッジ講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100	市町村教委と連携した地域課題解決型講座を3回開催したほか、高等教育機関と連携した講座を9回開催した。 また、その他の機関等と連携した講座の実施回数は、講座数、連携者の数は前年度より増加した。	B	講座全体を通して見ると比較的高齢の方の参加が多く、若年層の参加をさらに増やし、また学習成果を地域に還元するような流れを作っていくことが必要。	SNSを通じた情報発信を強化し、若年層の参加を促す。	社会教育課
【再掲】 とっとりUD施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	「働きたい」という意欲と能力を持つ高齢者のニーズに応じた就労支援を実施する。	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行う。	—	出張相談会を行うなど働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
(6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、外国人受入企業及び地域住民への多文化共生理解の促進、日本語教育体制整備等の取組を行う。	・多言語(英語、中国語、ベトナム語)対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・全県的な日本語教育推進体制を整備するため、学習機会の確保充実、人材育成、関係機関との連携等を実施。	37,185	・外国人総合相談窓口については、医療分野や日本語学習に関する質問を中心に、令和6年度を超える件数の相談を受けた。 ・多文化共生サポーターの拡充を図り、新たに1団体に委嘱した。 ・地域の実情に合わせて再構築した日本語クラスを、市町村と連携し、オンライン・対面を組み合わせ実施した。	B	・外国人児童・生徒への支援 ・災害時の多言語支援 ・日本人住民と外国人住民の相互理解促進	・外国人児童生徒に対する日本語教育支援者など、専門的な知識を有する人材の育成 ・災害時における多言語支援体制の構築 ・日本人住民と外国人住民の交流を促進する取組等への支援、相互理解を深めるイベント実施、多文化共生施策に係るプラン策定	交流推進課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
私立高等学校等JET-ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	10,350	JETプログラムを活用してALT配置を行う私立学校3校に対して助成し、外国語教育等の取り組みを支援した。	B	引き続きALTを配置する私立学校に対して助成し、外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	各学校への希望を丁寧に関き取り、必要な支援を実施する。	教育學術課
外国語指導助手等充実事業(外国語指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	・県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手(ALT)27名を配置する。 ・研修等とおし、外国語指導助手の指導力向上を図り、国際理解教育の一層の推進を図る。	147,326 (ALT人件費含む)	・現在26名(韓国人ALTが1名中途退職)、4月から27名となる。 ・ALT訪問、ALT指導力向上研修を実施した。	B	ALT指導力向上研修の研修内容について、講師の選定を含め課題が残った。	講師について、過去に依頼し評価がよかった講師か、信頼のおける地元の講師に依頼する(新規での講師派遣依頼はしない予定)。	高等学校課

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1)暮らしやすいまちづくりの推進 (2)生活情報の提供の充実 (3)相談支援体制の充実 (4)教育・啓発の推進 (5)外国人児童生徒に対する教育の充実
(6)外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
世界に羽ばたく人材育成事業	長期の海外留学により、多様な価値観や物事の捉え方などを学ぶ機会を鳥取の高校生に提供することによって、今後の予測不能な社会にあっても主体的に地域や世界の課題に向き合い、グローバルな視点から課題解決を図ろうとする人材を育成する。	(1) スタンフォード大学が提供するオンラインプログラムの提供 (2) 留学に関する情報提供を行うための説明会の実施 (3) 長期留学に対する助成 (4) 各学校が企画する海外派遣プログラム参加者への補助金支援 (5) 海外で開催される交流事業に高校生等を派遣	25,112	(1)3月末終了予定 (2)約150名以上の中・高校生及び保護者並びに教員がオンラインで参加。人権教育課から奨学金等についての情報提供も行った。 (3)1年程度の留学に対して40万円を2名の高校生に支給。 (4)国費を利用した県事業を実施。4校42名が対象となり、1人あたり6万円を支給。 (5)韓国江原道国際教育院主催の国際フォーラムに1校5名の高校生と1名の引率教員を派遣。韓国やその他アジアの国の生徒と対面及びオンラインで交流。	B	(1)応募する生徒の数に減少傾向が見られる。 (2)前年度より参加者が約50名減。 (3)海外留学に係る経済的負担が大きくなっており、留学実施の妨げの要因の一つになっている。 (4)応募校が固定している。 (5)韓国における活動が国際教育院での滞在のみとなっている。	(1)より魅力あるプログラム内容になるよう、担当者間で協議し、抜くポイントを一部変更する。 (2)説明会において海外大学進学を目指す生徒に対し、奨学金等について情報提供を行う。 (3)本事業について周知を図り、より多くの生徒や保護者に留学の意義が伝わるようにする。 (4)新規応募校が出てくるよう周知を図り、多くの学校・生徒にとっての機会を創出する。 (5)より広く韓国文化に触れるために、ソウル市内研修の時間を設けることを検討する。	高等学校課
県立学校裁量予算事業・高等学校教育企画費(国際交流・海外研修旅行関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行・2校(台湾2校) (2) 海外交流校との学校間交流12校(韓国5校、台湾1校、アメリカ3校、中国2校、インドネシア1校、シンガポール1校、ニュージーランド1校、ブラジル1校)※複数の国と交流する学校が3校 (3)その他2校(模擬国連への参加1校、大学留学生を講師	9,446	6校の姉妹校提携をはじめ、現地への派遣及び現地からの交流生受け入れを実施することができ、より高い教育効果を得ることができた。	B	引き続き、対面での交流を維持し、異文化理解を深めていくとともに、オンラインも活用し交流の機会を確保していく。	渡航費用が増加している現状を考慮し、事業内容の再検討を含め、より効果的な実施方法を検討しつつ事業を継続して実施する。	高等学校課
図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流室・国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供することに務める。	(1) 図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行う。 (2) 海外に関する資料収集整備・提供の促進 特色ある資料収集と提供に努め、県民及び県内在住外国人への資料・情報提供の充実を図る。 (3) 海外に関する情報発信 県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しんでもらう (4) 語学・歴史・文化等学習支援事業 多文化・異文化に理解を深めてもらうイベントを行う。また、外国人の利用促進を図る。	4,614	・協定を締結している韓国、中国、モンゴルの図書館と図書交換を行った。 ・県立図書館の環日本海交流室、国際交流ライブラリーの閲覧用資料(外国語の図書・雑誌・新聞)を収取した。 ・環日本海交流室30周年を記念し、企画展示や韓国・中国をテーマとした多文化を知るイベント等を行った。	B	・資料や情報の収集と充実に努め、県民の国際理解や外国語学習の支援、県内在住外国人の支援に取り組む必要がある。 ・国際交流ライブラリーや環日本海交流室の資料やノウハウを活用して、多文化を知るイベントや他機関と連携した展示等を行い、県民の国際交流や国際理解を支援する。 ・図書交換等によって収集した海外に関する資料等による県内在住外国人の支援を行う。 ・図書館の多文化サービスを周知するため、SNS等を活用した情報発信を行う。	・国際交流ライブラリーや環日本海交流室の資料やノウハウを活用して、多文化を知るイベントや他機関と連携した展示等を行い、県民の国際交流や国際理解を支援する。 ・図書交換等によって収集した海外に関する資料等による県内在住外国人の支援を行う。 ・図書館の多文化サービスを周知するため、SNS等を活用した情報発信を行う。	図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原道教育庁が1995(平成7)年に締結した「姉妹結縁協定」に基づいて開始された韓国との教員交流の実績を基に、児童生徒及び教員の交流を行い、相互理解と友好を深めるとともに、国際感覚豊かな児童生徒及び教員を育成する。令和7年度は、協定締結30周年記念事業として、県教育長を団長とする計35名で訪問する。 【児童生徒及び教員等派遣】時期:(未定)、場所:韓国・江原道、人数:35名	3,256	・教育長を団長とした訪問団が韓国を訪問し、現地で開催された交流30周年記念式典に出席したほか、ヤンヤン高校やソラク高校の生徒及び教員と心温まる交流を行った。	B	・交流の機会を積極的に設定することは、日韓両国の国際理解教育を推進していくために有効である。特に県の事業として実施することで、韓国と交流のない市町村の児童生徒も交流を行うことができ、県内全域に交流の輪を広げることができる。今後も江原特別自治道と鳥取県との教育交流事業を継続し、相互理解や良好な関係づくりを進めていく必要がある。	・児童生徒及び教員の相互派遣交流の一環として、受入事業と派遣事業を隔年で継続的に実施し、国際感覚豊かな児童生徒及び教員の育成を推進していく。	小中学校課 高等学校課 教育総務課
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	10,575	・5市町で日本語指導支援員を配置し、日本語指導や学習指導、保護者支援等を行った。また、関係市町教育委員会、学校、指導員で情報交換・協議を行う場を設け、指導方針の確認や課題の共有を行い、個に応じた支援を行った。	B	・各市町村教育委員会や各学校において、児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を行っているところではあるが、外国人児童生徒等の受入れに係る初期対応や日本語指導、母語支援のできる通訳等的人な支援に困難さを抱えている市町村がある。	・鳥取県国際交流財団と連携し、人的な支援の充実を図る。 ・各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を複数回実施し、関係市町教育委員会や各学校への支援の充実を図る。 ・令和8年度より公開予定の外国人児童生徒等への支援ポータルサイトを活用し、外国人児童生徒等の受入れに係る初期対応等の情報提供等を行う。	小中学校課 人権教育課
就労支援	「鳥取で働きたい」という意欲と能力を持つ外国人のニーズに応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行う。	—	希望に沿った就労が実現するよう、就業支援員が企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など、伴走型支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

7 感染症等病気にかかわる人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
(5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・パネル展 ②本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429	要望のなかった里帰り支援事業、伝統芸能派遣事業を除き、③の事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、ハンセン病元患者やその家族の方々に対する支援、正しい知識の普及啓発を地道に行っていく。	学習会講師の確保・後継者育成を関係機関と連携しながら進めていく。	健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要することから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業 ⑥難病患者の生活支援充実 ⑦啓発事業(難病フォーラムの開催)	1,263,862	③の事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、難病等の患者に対して必要な支援を行っていくとともに難病患者への理解を促進する。	これまでの取組を引き続き継続していくとともに、難病の生活支援充実にに向けた対策を進める。また、難病フォーラムを引き続き開催する。	健康政策課
感染症対策推進事業(エイズ予防対策事業)	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間(6月1日～7日) ・性感染症予防キャンペーン(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防策の整備	4,058	左記事業内容の①～③を実施。 世界エイズデーのキャンペーン等において、インスタグラム広告等により、幅広い世代に対して普及啓発を行った。 また、高齢者施設等におけるHIV感染者等の受入に関するアンケートを実施し、R7年8月に米子市で開催された「高齢者施設のためのHIV感染症対策研修会(広島県主催)」において、とりまとめ結果を報告した。	B	R7年度の高齢者施設等におけるHIV感染者等の受入に関するアンケート結果を踏まえ、医療機関、高齢者施設等に対して、エイズ拠点病院等と連携しながら、最新の知見に基づき、病气・患者への理解促進を図っていく。	これまでの取組を継続しつつ、様々な媒体を活用した正しい知識の効果的な普及啓発を進めていく。 R8年度は本県において、中国四国エイズ治療中核拠点病院等連絡協議会・連絡会議が開催予定であり、エイズ治療中核拠点病院等との問題意識の共有等、連携を深めている。	感染症対策センター
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	172	教職員を対象に研修会を開催し、がんに関する正しい理解や教育の進め方など周知することを通して指導力の向上を図るとともに、各学校におけるがん教育の大切さや必要性を伝えることができた。(非集合型オンデマンド開催 参加者62人)	A	・参加者が、保健体育主事や養護教諭が中心となっており、学校でがん教育の中心となっている保健体育科教諭の参加が少ない。 ・がん教育が、体育・保健体育科の授業のみで実施されており、学校全体での取組となっていない。	これまで推進校として実践を行った学校の事例等を紹介しながら、がん教育の大切さや必要性を周知していく。	体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。 ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体(鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会)の活動に要する経費の一部を助成した。	B	なし	なし	孤独・孤立対策課 ※予算要求担当課は福祉保健課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした人が適切な福祉的支援等を受けることにより、社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪をすることを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	＜鳥取県地域生活定着支援センター運営事業＞ 高齢・障がいのあるため福祉的な支援を必要とする矯正施設出所(予定)者及び被疑者・被告人等について、出所・釈放後直ちに福祉サービス等につなげるための調整や出所後の支援を実施 ＜鳥取県再犯防止推進会議＞ 課題や活動内容の情報共有、第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」を開催。 ＜保護司フォローアップ事業＞ 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等を対象とした、保護司による相談支援体制を開始。 ＜市町村に対する再犯防止推進支援事業＞ 市町村担当者等対象の研修会、市町村等関係者・県との連携会議を開催。	34,187	＜鳥取県地域生活定着支援センター運営事業＞ 罪を犯した高齢者・障がい者を対象に、福祉的支援を行った。 ＜鳥取県再犯防止推進会議＞ 県から計画における取組の進捗報告や新規事業の説明のほか、関係団体から活動報告をいただき、連携を図った。 ＜保護司フォローアップ事業＞ 保護司、及び更生保護サポートセンターによる、高齢・障がいではない出所者の相談支援体制を構築し、「保護司よりそい支援事業」として事業開始した。 ＜市町村に対する再犯防止推進支援事業＞ 研修会および連携会議を合同で開催し、市町村との連携を図り、知見を深めていただいた。	B	・保護司よりそい支援事業の実績が想定よりも少ない。 ・出所者等が地域に戻ったときに必要な福祉サービス等の支援を円滑に受けるために、市町村との連携や市町村への支援が必要。 ・再犯防止に関する取組や意義については、関係機関や一般県民に十分に浸透しているとは言えない。	・保護司よりそい支援事業で構築した相談支援体制をより広く周知する。 ・研修や会議を継続して開催予定。 ・第2期計画の内容で拡充した、更生保護団体・国の機関・関係機関の業務紹介なども活用しながら、わかりやすい発信や機会を捉えての広報を行っていく。	孤独・孤立対策課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	専門就業支援員を配置して、刑務所出所者等に対する就労相談等を実施する。	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行う。	—	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

9 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
犯罪被害者及びその家族の人権問題についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解を促進する。	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族への支援」をテーマにした講座を開催予定。	1,414	公立鳥取環境大学において「犯罪被害者に対する支援について」の講座を開催した。(講師：公益財団法人とっとり被害者支援センター理事長 佐野泰弘氏)	B	正規の授業として実施しているため、講座の一連の内容について実施大学等と入念な調整を行って必要がある。	引き続き大学等の意向を確認しながら講座の実施内容について調整を行っていく。	消費生活センター
犯罪被害者寄り添い支援事業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって民間支援団体とも連携して、きめ細かな支援を行い、再び平穏な生活を営めるよう、被害からの早期回復の実現等を図る	犯罪被害者支援に特化した専門組織を設置し、総合相談窓口を開設するとともに、経済的支援等を提供 関係機関・団体との連携・協力の推進	59,653	犯罪被害者総合相談窓口を設置し、ワンストップで支援を提供するとともに、県独自の新たな経済的支援制度の創設に向け関係機関と調整を行った。	B	創設する経済的支援制度を適切に運用していくため、引き続き関係機関と連携を図る必要がある。	県犯罪被害者支援連絡協議会の開催等を通じ、関係機関との情報共有、連携の強化を図る。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
犯罪被害者寄り添い支援事業 (理解推進のための啓発等)	教育活動や啓発の機会を通じて、犯罪被害者等の人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されることなく、安心して地域で暮らせるよう、県民等の理解を促進する。	犯罪被害者等支援に関する広報、理解促進のための啓発、ボランティアの育成支援等を行う。	59,653	・街頭広報、命の大切さを学ぶ教室等において、県民に被害者支援への理解の増進と協力意識の涵養を図った。 ・民間支援団体が行うボランティア研修に対する助成を行った。	B	・犯罪被害者等支援に対する理解を促進するためにも、より多くの方への周知が必要。 ・引き続き、県民、事業者に理解を求める取組を行う必要がある。	・職能団体や企業等と連携した研修を行う。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通じた情報共有を図るとともに、チーム等ででの議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援に取り組む。	・男性への性被害等も含めた性暴力に対する対応などについて学ぶための講演会等を年2回程度開催する。	1,912	①講演会の開催 ・講師：内田 絵梨 氏(NPO法人ばっぶす 主任相談員) ・内容：スマホが性暴力の入口になる時代～子どもを襲う性暴力の新たなカタチ～ ②講演会の開催 ・講師：永守 すみれ 氏(ひいらぎネット代表) ・内容：ーネットハローールの現状からーデジタル性暴力から子どもたちを守る ③性暴力に関するパネル展示 ・期間：R8.2.16～3.30 ・展示場所：県内各圏域集客施設	B	多くの県民に性暴力に関する人権について啓発できるよう、講演会等のテーマや時期の選定、周知方法等について関係機関と連携して取り組むことが必要。	引き続き関係機関等との連携を密に行いながら啓発を図り、人権尊重の社会づくりを推進する。	人権・同和対策課

10 性的マイノリティの人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実 (3) 諸課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(多様な性のあり方について学ぶ学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通じて、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方と人権をテーマとし、性的マイノリティの人権保障に取り組んでいる方を講師として派遣する。 ・実施校は、人権学習会までに「性的マイノリティの人権」をテーマとする教職員研修を実施する。研修講師が必要な場合は、人権教育課の指導主事等を講師として派遣する。	769	多様な性のあり方について学ぶ学習会を小学校11校、中学校2校、高校2校(計15校)で実施した。実施校においては、事前に教職員研修を開催した。	A	・今後「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」による基本計画が出されることに伴い、学習会への申込や教職員研修の依頼が増加することが想定される。 ・性的マイノリティへの理解に留まらない性の多様性についての学習が必要である。	・人権教育主任会、職員研修等の機会を捉えて、SOGI、SOGIE SOの理解を推進する。	人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める。	「多様な性を認め合う社会づくり講演会」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣し、性の多様性に関する理解促進を図る。また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	2,403	・「多様な性を認め合う社会づくり講演会」の開催 講師：河本直氏、河本直美氏((一社)Lazo) 内容：誰も置き去りにしない多様性社会へ～他者理解と自己理解のつくり方～ ・支援相談人材育成研修の開催(全3回) ・電話相談窓口の開設 ・「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運用 ・性の多様性に関する理解促進のための講師派遣事業の実施	B	当事者の生きづらさを解消し、アウティング対策など、正しい理解促進を一層進めていく必要があり、講演会や企業への講師派遣などをおして、引き続き啓発を行っていく。	・講演会等の開催 ・支援人材育成研修の継続実施 ・コミュニティスペースの運営支援 ・電話相談窓口の周知 ・企業等への講師派遣	人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困窮者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。 ・生活困窮者支援を行う社会福祉法人やNPO法人について、支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費への支援を実施する。	75,577	市町村の支援体制の充実のため、鳥取県社会福祉協議会へ委託し、市町村職員向けの研修を実施した他、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を実施し、就労に繋げるなど、生活困窮者の自立に向けた支援を行った。	B	長引く物価高等の影響を受け、生活困窮が継続する状況にある方への支援を引き続き実施していく必要がある。	・引き続き市町村が実施する重層的支援体制への支援を実施し市町村の体制整備・充実を後押しする。 ・物価高騰の状況等を注視しながら、生活困窮者への必要な支援を検討・実施していく。	孤独・孤立対策課
官民連携による孤独・孤立対策支援事業(R6孤独・孤立対策官民連携推進事業)	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づき、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を軸とした孤独・孤立対策を展開する。	・令和4年に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的窓口である「生活困りごと相談窓口」の運営 ・本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため「孤独・孤立を防ぐ温もりのある社会づくり審議会」を設置する。 ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、広報活動等に補助を行う ・ピアサポート団体へ活動の補助を行う	26,329	・プラットフォーム参加団体、参加検討団体を対象としたワークショップを2回実施(R7.10.9、R8.1.28) ・広報・交流活動費補助を2団体が活用。 ・ピアサポート団体7団体の活動を補助。	B	プラットフォームの参加団体の拡大が緩やかになっており、市町村社会福祉協議会やピアサポート団体等の更なる加入を図る必要がある。	引き続き、市町村社会福祉協議会に加入依頼やプラットフォーム団体への周知依頼を行うとともに、ワークショップ実施によるピアサポート団体等への案内や交流の促進を図る。	孤独・孤立対策課
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	727,221	鳥取県育英奨学資金貸与実績 ・高等学校等 287人 ・大学等 595人	B	長期未納者や高額未納者が多く、多額の未収金が存在	早期・継続的な督促、債権回収会社への委託等により、効果的な回収に努めるとともに、法的措置を実施	人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	202,700	高校生等奨学給付金給付実績 ・給付人数 1,832人 ・給付額 198,018,765円	B	対象者への制度の周知	ホームページや各高校を通じた情報提供の実施	人権教育課
県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する鳥取県学生寮を適正に管理・運営することを目的に、補助金を交付する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の人件費及び給食委託料、営繕等の一部を補助する。	37,207	学生寮入寮者数 ・明倫館(男子寮) 47人 ・清和寮(女子寮) 45人	B	定員確保に向けた学生寮の認知度の向上	ホームページや各高校を通じた情報提供による周知	人権教育課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課

12 様々な人権

(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】

- ・「**拉致問題の早期解決を願う国民のつどい**」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- ・**国へ対する要望活動**

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを11月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	1,002	「拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」の開催 ・日時：R7.11.24 ・場所：米子コンベンションセンター ・内容：大臣への国要望、拉致被害者御家族の訴え、講演(西岡力氏)、中学生のメッセージ等	B	拉致問題の解決に進展が見られない中、引き続き拉致問題に対する県民の関心を高めるよう、継続して実施することが必要である。 ・拉致条例がR7.12月に制定されたことから、国民の集いで条例を広く啓発するなど、従前と内容を変えることが必要。	国民のつどいの開催(R8.10月開催予定) ・拉致問題啓発パネル展示 ・拉致問題早期解決に向けた国要望 ・条例の制定を踏まえ、講演をはじめ、つどいの内容を検討する。	人権・同対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習会の開催)人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を学校や地域公民館等で開催する。	272	拉致問題人権学習会の開催 (出前授業：2校、出前講座：3団体) ・拉致問題概要説明、DVD視聴、拉致被害者御家族との対談	B	拉致問題の風化が懸念されることから、引き続き学校や地域において、拉致問題を知り、拉致被害者及び御家族への支援の必要性について理解を深め、人権意識の高揚を図ることが必要。	拉致問題人権学習会の周知に努める。 ・各市町村へ依頼 ・学校、公民館への周知	人権・同対策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発ミニコンサート及びDVD上映会)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めること	多くの人が集まるショッピングセンターやイベント会場などで、拉致問題啓発ミニコンサート及びDVD「アニメめぐみ」を上映し、県民に広く拉致問題への関心を高める。	344	拉致問題啓発DVD上映&ミニコンサート 日時：R7.12.6 場所：イオンモール鳥取北(セントラルコート) ・拉致被害者御家族の訴え、DVD「アニメめぐみ」上映、ミニコンサート(山口采希氏)	B	拉致問題に関心の薄い層や若年層にも拉致問題に関心を持ってもらうために、大型ショッピングモールで啓発を行い、会場催事担当者や参加者からは大変好評価だったにもかかわらず参加者数が少なかったため、参加を増やす工夫が必要。	開催自治体の協力を仰ぎ、県と市が一体となって開催することにより周知を広げ参加者数の増加に努める。	人権・同対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	拉致被害者の帰国に係る支援本部構築による機関ごとの体制整備及び生活再建のための支援(生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等)内容や手順について、関係機関で共有・確認する。	9,159	拉致被害者支援に係る関係機関担当者会議の開催 ・日時：R7.5.16 ・場所：米子市役所 ・内容：関係市町、警察が一同に会し、帰国支援マニュアルに沿った手順、役割の把握、意見交換	B	拉致被害者等の帰国に備えて、継続して関係市町と連携することが必要。 ・関係機関がそれぞれの役割を把握し、初動体制が迅速・円滑に行えるようにすることが重要。	今後も関係機関と拉致被害者支援に係る連携を深める。 また、帰国支援に係る初動体制については、それぞれの関係機関が役割や手順を把握するためにマニュアルを読み込む。	人権・同対策課

(2)災害被害者等の人権

【取組】

- ・**要配慮者(※)の避難支援** ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
- ・**男女共同参画の視点の導入**

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、主に次の業務を行う。 ① 研修・活動訓練等 ・基礎研修を2回、ステップアップ研修等を4回と、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を1回実施する。 ・市町村等の総合防災訓練への参加、自主企画訓練及び当事者団体との訓練により実践的な訓練を行う。 ② 体制強化等 ・DWATを含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体等の拡充のため、説明会を実施する。	19,088	① 研修・活動訓練等 DWATチーム員等に対して各種研修及び実践的な訓練を行った。 ・基礎研修2回、フォローアップ研修(地区別各1回)ステップアップ研修1回、先遣隊・コーディネーター研修1回 ・鳥取市総合防災訓練への参加、自主企画訓練、車中泊避難訓練(県自閉症協会と共催) ② 体制強化等 福祉関係団体等に対し説明等を行い、災害時の保健医療福祉支援活動について平時から協議する会議への参画に合意を得た。	B	・発災時に被災した地区以外の居住者、在勤者から1チーム5人(5日間)を約1ヵ月派遣するには、240人程度のチーム員が必要であるため、チーム員の確保及び養成が必要。 ・災害時の福祉支援活動の強化に向け、県内の福祉団体等の会員に対し県の取組等の周知が必要。	・鳥取県社会福祉協議会と連携して、引き続きチーム員の登録拡大及びチーム員の養成に取り組む。 ・県内の福祉関係団体等に対し、県内の支援体制、被災社会福祉施設等における状況・課題等の理解を深める研修会を開催する。	福祉保健課
大規模災害対応TKB24プロジェクト	能登半島地震や南海トラフ地震のような大規模災害の発生に備え、避難所の環境整備と多数の避難者の受入体制整備について市町村を交えて検討するとともに、必要な資機材を先行的に整備する。 また、住民等による避難所開設体制等の整備を支援するため、避難所サポーターの養成を行う。	速やかに良好な避難所環境を確保するため、人員体制や各種資機材の保管・運用体制等について、市町村を交えて検討すると共に、住民等が主体となった避難所開設等における中心的な役割を果たす「避難所サポーター」を養成する。 また、避難所環境の構築に必要な資機材(簡易ベッド、プライバシーシート、資機材保管用コンテナ、キッチンシステム、資機材搬送車両)を先行的に整備する。	25,570	・避難所サポーター研修を2回実施(北栄町、岩美町) ・避難所環境の構築に必要な資機材を整備	B	・避難所環境の構築に必要な資機材を追加整備する必要がある ・避難所サポーター研修を実施する等して、引き続き住民等が主体となった避難所運営体制を構築する必要がある	・資機材整備に必要な予算の確保を行う ・市町村が実施する防災訓練や防災研修会に併せて避難所サポーター研修を実施する等して、多くの住民等へ周知を図る	危機管理政策課
災害対策本部防災DX機能強化事業(危機管理情報発信機能強化事業)(R6危機管理情報発信機能強化事業(防災アプリ運用))	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンバクトにまとめた鳥取県防災アプリ「あんしんDPIーなび」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	5,268	防災情報、公共交通情報、生活・健康情報等を多言語(9言語)で発信した。	B	利用者がよりの確に情報取得できるようアプリ機能の向上が求められる。	情報発信方法から見直しを図る。また、様々な機会を捉えてチラシ等の広報媒体を活用して周知広報を進める。	危機対策・情報課

(2)災害被害者等の人権

- 【取組】
- ・要配慮者（※）の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
 - ・男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
支え愛マップ作成推進事業	地域住民が支え愛マップづくりを通して、地域課題を共有し、平時の要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦など）の見守り活動等を充実させながら、災害時の避難支援の体制を構築する。	住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制を確立する。	6,929	○取組地区数18 （累計1,022地区・全体の35.4%）※R8.3.9現在。3月未実績は未集計 ◇目標地区数1,142地区（R8年度末） ・支え愛マップづくりにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。「顔が見える関係づくり」から地域コミュニティの充実に繋げる活動となった。 ○県社協が実施した支え愛マップ関連の研修会への防災士の参加	B	○支え愛マップ作成の推進役となるインストラクター（市町村・市町村社協職員）の不足。 ○新規に取り組む地域の掘起し。	○引き続き、インストラクター養成研修を継続するとともに、防災士など、地域防災リーダーの受講を促し、インストラクターの増強を図る。 ○R7年度中に取組が進んだ地域の手法を横展開し、新規に取り組む地域の掘起しに繋げる。	消防防災課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、住民主体の防災活動を強化するため、地域防災リーダーの担い手となる防災士の養成や地域防災リーダーのスキルアップに取り組み、地域防災力の向上を図る。	日常の避難訓練の企画、ハザード点検等の地域防災活動を行い、被災時には、要配慮者の避難を支援できる人材を育成するために、防災士養成研修及び地域防災リーダースキルアップ研修を実施する。	6,405	○防災士養成研修の開催（東部・西部） ・受講者数200名（東部会場：10/11,12、西部会場：12/13,14） ・防災士登録者数はR8.2.28現在142名 ○地域防災リーダースキルアップ研修及び防災士ミーティングの開催 ○支え愛マップ作成推進事業で実施した「支え愛マップインストラクター養成研修」、「避難スイッチ研修会」等の研修への参加	B	○防災士の更なる養成 ○防災士の活躍の場の創出 ○防災士の各種研修の充実 ○防災士ミーティングの開催方法の検討	○引き続き、各圏域ごとの防災士養成研修を実施し、R8年度防災士登録者数目標値2,400人を実現する。 ○直接的に自主防災活動に関わっていただけるよう、防災士をはじめとした地域防災リーダーを鳥取県自主防災活動アドバイザーとして育成する。 ○防災士ネットワークを活用し、防災士への各種研修の案内等により、活躍の場を広げる機会を増やす。	消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

- 【取組】
- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
 - ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（県民企画による人権啓発事業／人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金）	人権が尊重される社会づくりを推進するため、県内の団体が実施する人権啓発活動の取組を支援する。	県民企画による人権に関する啓発活動（委託事業）や人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金（補助事業）において、アイヌの人々の人権に係る応募があった場合、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発となるよう支援を行う。	1,300	アイヌの人々の人権啓発も含めて県民企画の研修事業を募集した。また、県の委託事業の一環で、人権広場21においてアイヌの人権啓発の図書の貸出なども実施した。	B	啓発方法が定型化している傾向があるので、新たな手法の検討が必要。	ふらっと等機関誌での啓発や集客施設での啓発コーナーの設置などを検討する。	人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人の人権

- 【取組】
- ・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
 - ・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひきこもり支援推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とっとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援 など ②オンラインによるひきこもり家族教室の実施 ③家族教室・精神科医師の専門相談事業	50,444	・とっとりひきこもり生活支援センターにおける相談支援の継続 ・中部に相談員1名増員。 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催（R7.7～8月） ・ひきこもりを考えるフォーラムを開催（R7.11.28） ・職場体験終了後の支援 ・家族教室・精神科医師の専門相談開催	B	・相談支援体制を拡充し、年々相談件数が増加しているところではあるが、センターから離れた自治体には十分な支援が行き届きづらく、支援ニーズを満たしきれないという課題がある。	・市町村でひきこもりステーション事業等を立ち上げる際、補助を行い、市町村における相談支援体制構築・充実を図る。	孤独・孤立対策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	「鳥取県地域若者サポートステーション」を運営し、一定期間無業の状態にある若年者を対象とした総合相談（キャリア形成支援、心理カウンセリング）、職業意識啓発等を行う。	23,958	鳥取及び米子の「若者サポートステーション」において、キャリア形成支援、心理カウンセリング等の総合相談に加え、職場体験・職場見学等により、就業意識の向上を図った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の計画（令和8年度）

資料 3

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】

（１）教育活動全体を通じた人権教育の推進 （２）指導内容・方法の工夫・改善 （３）教職員に対する研修等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
学校人権教育振興事業	「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知を図るとともに、鳥取県がめざす人権教育の推進に向けた支援を行う。	・「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」及び人権教育に係る課題や研究成果等についての周知を図るとともに、先進事例や研究成果等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。 ・「生命(いのち)の安全教育」に対する理解を深め、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。 ・各人権問題(性的マイノリティ、障がいのある人の人権)において、当事者の方や関係者の方の話を聞いた障がい者スポーツを体験をしたりすることを通して、人権尊重の社会づくりに向けた資質・能力を育成する学習会を実施する。	3,949	人権教育課
人権教育実践事業(国事業)	・総合推進地域・研究指定校を指定し、それぞれの地域や学校が抱えている人権教育推進上の課題解決のための指導方法等の在り方を研究委託する。 ・子どもを性犯罪・性暴力の当事者にしない「生命(いのち)の安全教育」を、市町村教育委員会等と連携・協働しながら普及・支援する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。 ・モデル地域における「生命(いのち)の安全教育」の普及展開の取組を支援する。	2,250	人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	すべての県立学校において、人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	人権教育に係る取組(授業改善、講演会・研修会、フィールドワーク等)に対して支援し、取組成果の周知及び実践事例集の配付をする。	1,116	人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に向けた研究や取組を行う学校を指定・支援する。 ・これまで作成してきた「人権教育プログラム(学校教育編・社会教育編)」の改善・活用等を進めるとともに、「人権教育プログラム(社会教育編)」を使用したPTA等の研修に派遣するファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	・有識者や指導主事等の指導助言を受けながら、児童生徒の自尊感情を向上させるなど、総合的に人権教育を推進する学校の取組や研究を支援する。効果的な取組や学習指導案(学校向け、PTA研修向け)などの成果の普及を図る。 ・「人権教育プログラム」を活用したPTA研修会実施を希望する学校等に対しファシリテーターを派遣する。また、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る研修会を開催する。	1,530	人権教育課
人権教育アドバイザー事業	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援(助言)を行う。	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の現状を把握し、諸課題の解決のための助言を行う。	916	人権教育課
社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体へ支援を行う。	県内の社会人権教育活動を推進するため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,829	人権教育課

Ⅱ 人権啓発

【施策の基本的方向】

（１）効果的な啓発・情報提供 （２）効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(企業・団体向けセミナー)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業・団体、市町村向けにセミナーを開催し、企業等の人権意識の向上を推進	1,271	人権・同和対策課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権啓発活動事業・人権研修推進事業・市町村・団体等支援事業)	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行(県人権文化センターに委託) ・ガイナール鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し、人権啓発週間中に啓発活動を実施。 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	14,371	人権・同和対策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業人権啓発相談員による県内企業への推進員設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(年3回)	954	雇用・働き方政策課
企業内支援者研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	180	雇用・働き方政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスメント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,924	雇用・働き方政策課
カスタマーハラスメント防止対策事業	カスタマーハラスメントの発生防止や対策についての普及啓発を行う。	・企業向けカスタマーハラスメント対策セミナーの開催	850	雇用・働き方政策課

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(差別事象検討小委員会)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する	785	人権・同和対策課

第4章 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の国への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(相談支援スーパーバイズ事業・相談ネットワーク事業)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所の人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	1,961	人権・同和対策課
地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業、相談支援専門員の配置に係る経費補助等	9,355	障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

【施策の基本的方向】

(1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
【再掲】 企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	—	—	—	雇用・働き方政策課
【再掲】 鳥取県中小企業労働相談所(みなく)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	—	—	—	雇用・働き方政策課
とっとりSDGs企業認証推進事業	SDGs経営を見える化する「とっとりSDGs企業認証」について、県内企業の認証取得支援を行うとともに、認証企業のさらなる経営展開に向けた資金調達やパートナーシップ構築などの取組支援を進め、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」の認証取得を目指す企業への専門家の伴走支援やセミナー等によるSDGs経営転換支援を実施する。認証取得企業については更なるSDGs経営の推進に向け、取組経費の補助や県内外企業とのマッチング支援等を実施する。	24,658	商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備
(5) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布 ・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶための講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等)	1,736	社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル、メディアリテラシー、デジタル・シティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティズンシップエドゥケーターを学校等へ派遣し、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行う。また、エドゥケーターの育成を図るため、フォローアップ研修を実施する。	1,052	社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・乳幼児メディアアドバイザー派遣(幼保の保護者研修会等への派遣) ・乳幼児メディアアドバイザー養成研修(派遣する講師の養成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	1,633	社会教育課
子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,378	生徒支援・教育相談センター
消費者教育推進事業(とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座)	県内の大学生等に対し、くらしに身近な経済・法律等の知識を学んでもらい消費生活上のトラブルを未然防止できるよう教育・啓発を行う。	県内大学等の高等教育機関と連携して、くらしに身近な経済・法律の知識を学ぶ場として講座の開催を行っている。「SDGs」や「インターネットと人権」などをテーマにした講座を開催予定。	1,399	消費生活センター
【再掲】 差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク事業)	—	—	—	人権・同和対策課

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
情報公開・個人情報保護制度運営費(情報公開・個人情報保護事務処理費)	県民等の個人情報及び死者情報を適正かつ安全に取得し、利用し、提供し、管理するとともに、県民からの保有個人情報の開示等の請求に対し適正な開示決定等を行うことにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県民の権利利益の保護を図る。	・保有個人情報の開示決定等の処分庁に係る事務の総括 ・個人情報保護制度に係る事務の総括、協議、指導、助言、相談、研修等 ・個人情報保護法の施行状況の総括、公表等 ・個人情報ファイル簿等の整備、公表等 ・個人情報取扱事務に係る業務適正化(内部統制)の総括 ・行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の総括	1,188	県民課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) カラーUDの推進 (3) 関係機関等との連携 (4) 公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権教育事業・ユニバーサルデザイン出前授業)	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD(カラーUDを含む)に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方(疑似体験やマナー)等に関する学習を実施する。	495	人権・同和対策課
とっとりUD施設普及推進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がい者、高齢者等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのとっとりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	15,538	住宅政策課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 隣保館における相談支援体制の充実 (3) 就労の支援 (4) 差別事象等への対応 (5) 関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和对策協議会等と連携し具体的施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 ・隣保館が地域住民の生活上の課題解決に向けた取組ができるよう、事業内容を精査して実施する ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 ・地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する	6,163	人権・同和对策課
【再掲】 企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	—	—	—	雇用・働き方政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
(4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤担当課
県民とともに進める男女協働未来創造事業	男女協働未来創造センター「よりん彩」において、男女共同参画社会を推進するため、理解者の裾野を拡大する普及啓発や推進団体等への活動支援を行う。	男女共同参画推進に関する機運の向上等を図るため、「よりん彩記念日25周年フォーラム」、「男女協働未来創造セミナー」の開催や「出前講座」等を実施するとともに、男女共同参画社会の実現に向け、団体等が自ら企画運営する講演会や学習会、調査研究等事業に対して補助金を交付する。	7,400	県民運動課
誰もが働きやすい職場環境づくり推進事業	誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定し、広く紹介することで、企業における男女共同参画の気運醸成と実践の促進を図るとともに、イクボス・ファミボス宣言企業の取組事例の発信や介護等支援コーディネーター派遣などの支援を行う。	企業推進員によるきめ細かな訪問活動のほか、社労士派遣事業の活用による就業規則等の整備支援で認定企業の拡大を進める。また、イクボス・ファミボス宣言企業表彰制度を通して、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護と仕事の両立支援に積極的に取り組む企業等の優良な実践事例を広く紹介する。併せて、企業への介護と仕事の両立支援のため専門家をコーディネーターとして派遣し介護離職を防ぎ長く働くことができる職場づくりを進めるとともに、女性活躍に取り組む認定企業が活用できる補助金をより充実させる。	12,104	県民運動課
フェムテックを活用した女性の働きやすい職場環境づくり推進事業	男女の性差や女性同士の個人差を含め、特に職業生活の支障となり得る女性の健康課題への理解促進・ヘルスリテラシー向上を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する。	フェムテック製品を活用した県民向け体験講座等を開催するほか、県職員によるフェムテック製品・サービス等の活用を通じた心身の不調軽減やパフォーマンス向上などの効果検証や、健康課題に寄り添う外部相談窓口の設置等を行う。	2,350	県民運動課
アンコンシャス・バイアスの壁を打ち破る県民運動展開事業	男女共同参画社会の実現に向けた障壁となる、性別による思い込み(アンコンシャス・バイアス)等の解消を図り、誰もが働きやすく暮らしやすい社会を築くため、県民運動の本格展開等を実施する。	性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた取り組みを行う団体等との運動体を立ち上げ、取組団体への活動支援、シンボルマーク作成による機運醸成、メディア等を活用した情報発信や「みんなで学んで話彩や」等を実施する。また女性参画が少ない分野で働く女性従業員等を講師として県内小・中・高校・大学に派遣して講話・意見交換し、子どもたちが将来展望を考える契機とする。	26,488	県民運動課
仕事と家庭の充実を！ワーク・ライフ・バランス推進事業	誰もが地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	社会全体が男性の家事等参画を当たり前のこととして捉え応援する機運を醸成するため、多様な媒体による広域的な情報発信キャンペーンを鳥根県と連携して行うほか、性別に関わらず自身が希望するキャリアの形成や子育ての実現に向けて、夫婦のパートナーシップを大切にすること意識醸成に係る企業向けセミナー等の開催や家庭内での家事分担を勧める「家事シェア手帳」を婚姻届提出の新婚夫婦等に対して配付する。	5,629	県民運動課
男女共同参画社会推進・体制整備事業	性にかかわらず誰もがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現を目指す。	拠点施設である男女協働未来創造センター「よりん彩」の管理、各種審議会等の運営、男女共同参画推進に係る情報収集及び提供、相談業務を行うほか、男女共同参画推進の中核人材育成のための講座等を開催する。	17,130	未来創造課
女性のキャリアアップ支援事業	企業等における女性の活躍を推進する。	女性管理職等のネットワークづくりやその継続・拡大の支援や女性を対象としたキャリア形成等に資する研修会等を開催する。	6,962	未来創造課
健やかな妊娠・出産のための応援事業 (新米パパに贈る子育て教室)	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安の解消を図るため、実践を通じて父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	1,122	家庭支援課
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業	困難な問題を抱える女性・DV被害者の保護及び自立支援、啓発活動を行う。	DV被害者を含む困難な問題を抱えた女性を支援する関係機関研修実施や、支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。自立生活を目指すステップハウスの運営を、社会福祉法人に委託して実施する。 DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。(DV予防啓発支援員関係は福祉相談センターで作成)	36,283	家庭支援課
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業 (人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVIについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,114	家庭支援課 福祉相談センター (人権教育課)
犯罪被害者寄り添い支援事業 (うち民間支援団体への委託・補助)	(公社)とつとり被害者支援センターに対し、被害者への直接支援業務を委託するとともに、啓発・人材育成等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う民間支援団体に委託及び助成を行う。	49,361	くらしの安心推進課
就労支援	性別に関わらず、一人ひとりが自分らしい働き方ができるよう、性の多様性を理解し、柔軟な働き方を提案する企業との就労マッチング支援を実施する。	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行う。	—	鳥取県立ハローワーク

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
「あいサポート運動2.0」事業	平成21年度に本県でスタートしたあいサポート運動は、障害者差別解消法で規定する障がい者への合理的配慮の提供に深く関係するものであり、令和6年度の15周年の節目を経て、今後さらに全県・全国への浸透を加速させていく。また、令和6年4月から民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されたことを踏まえ、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていくことで、真の共生社会の実現を図っていく。	地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動等を強化する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組へ支援 ・あいサポート企業の取組事例(好事例)発信強化 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費の助成 ・県内大学等と連携したあいサポート運動普及啓発 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実(学校でのあいサポート運動の学習の全県的導入の推進、教職員向け研修会の開催) ・あいサポート運動大使及びテーマソングを活用した広報	30,937	障がい福祉課
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において成立した、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律に基づき、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進める。	障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器導入支援、遠隔サポート体制の構築、マルチメディアデジジ図書館の普及、機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービス・コメテルの利用促進等を図っていく。	23,191	障がい福祉課
親なき後を見据えた地域生活サポート事業	障がい者の親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場の確保や緊急時の受入れ体制の整備等、支援体制を整備する。	障がいのある我が子の引き継ぎ書である「安心サポートファイル」(R7年度に見直し完了)の普及拡大を図る。 ニーズの高いグループホームの整備を促進するため、国補助制度とは別に単県補助制度で支援する。緊急時受け入れ体制の整備等を行う市町村の地域生活支援拠点の機能強化を支援する。 障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくりを進める。	72,620	障がい福祉課
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関である各圏域の「障害者就業・生活支援センター」に「生活支援員」等を配置する。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	30,628	障がい福祉課
障がい者アート推進事業	令和6年度から第2期がスタートした「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図る。	障がい者文化芸術拠点「あいサポート・アートセンター」の運営を核に、県主催の舞台芸術祭及び公募作品展の開催や、アート活動団体・個人への補助金交付などの支援を行い、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出する。	113,703	障がい福祉課
障がい者一般就労移行支援事業	障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労支援機関によるネットワークの構築、セミナーの開催、事業所の利用者による職場実習、事業所職員のスキルアップ等への支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119	障がい福祉課
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	障害者就労継続支援事業所に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、工賃向上計画(第4期計画)の目標達成を目指す。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置。総合相談窓口の設置、専門家の派遣等による事業所の実情・課題等に合わせた支援、共同受注窓口による受発注の促進、事業所職員等の人材育成、新たな高単価等作業のための事業所等ネットワークの構築等を実施。 工賃向上計画(第4期計画)において、利用者の就労時間や満足度の向上を新たに目標として定めたことから、令和6年度から事業所が行う利用者の就労時間や満足度の向上の取組に要する経費の補助を実施してきており、令和8年度は補助対象経費を拡充することで取組みをさらに推進していく。	51,189	障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した『鳥取県手話言語条例』に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこえにくい人への支援を行う。	122,546	障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	28,885	障がい福祉課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人へのコミュニケーション支援を行う。新たに歩行訓練士養成のための費用を支援し、歩行訓練士の確保を図る。	93,657	障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,377	障がい福祉課
精神保健福祉体制確保事業	人権に配慮した適切な精神医療の確保を推進するとともに、精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図り、また、措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関が連携して支援を行う。	・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。 ・精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。 ・県精神保健福祉協会との共催で実施する「心の健康フォーラム」や各圏域で実施される普及啓発活動を通じて、精神障がいに対する県民の理解を深める。	24,613	障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,790	孤独・孤立対策課
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先:(公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○所長1名、コーディネーター兼相談員1名、相談員1名(ろう者)、事務員1名を配置	30,746	子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやパラスポーツ競技の魅力を感じるにより、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	全国脊髄損傷者連合山陰支部より講師及び指導員を派遣し、「障がいのある人の人権」をテーマとした講演及び車いすバスケットボールの体験教室を開催する。	560	人権・同和対策課 人権教育課
人権学習講師派遣事業(ボッチャ)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやパラスポーツ競技の魅力を感じるにより、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	鳥取県ボッチャ協会より講師及び指導員を派遣し、「パラスポーツ競技の素晴らしさ」をテーマとした講演及びボッチャの体験教室を開催する。	320	人権・同和対策課 人権教育課
鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材(ガイド人材)の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	ノバリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのパラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	31,834	スポーツ課
【再掲】 とっとりUD施設普及推進事業	—	—	—	住宅政策課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	23,098	住宅政策課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	30,000	道路企画課
読書バリアフリー推進・普及のための図書館サービス事業	令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき策定している「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(鳥取県読書バリアフリー計画)」により、誰もが利用しやすい図書館、読書環境の整備を推進する。	1 資料の充実 (1)県立図書館のアクセシブルな書籍等の購入 アクセシブルな書籍等の購入増やオーディオブックの新規購入等。※図書館運営費で計上 (2)県立図書館の読書支援機器の整備 (3)アクセシブルな書籍等の製作人材等の確保 若者等を対象に実施するアクセシブルな書籍等の製作体験等を通じ、製作人材を確保・育成。 2 サービスの充実 (1)市町村立図書館等への支援 ・図書館職員等を対象とした研修会や住民対象の講座、個別の相談対応へ当館職員を講師として派遣。 (2)学校図書館への支援 教職員対象の研修会や児童・生徒対象の講座、個別の相談対応へ当館職員を講師として派遣。 (3)読書に困難がある者のニーズ把握等 当事者の意見を聴く会議の開催や関係団体への個別訪問等による意見の聞き取り、関係団体が主催する講座への講師(当館職員)派遣等。 3 普及・啓発 (1)普及・啓発資料の作成・整備 普及・啓発資料を作成・整備し、学校図書館、市町村立図書館等で活用。 (2)普及・啓発活動の実施 イベント等へのブース出展やSNSでの広報等により読書バリアフリーに係る普及・啓発活動を実施。	2,275	図書館
資料購入整理費(図書館運営費)	電子書籍の特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対して、読書バリアフリー環境の一層の充実を図る。	電子書籍サービスがあらゆる利用者に対してより使いやすいものとなるよう、音声読み上げ対応のコンテンツを中心に約2,000タイトルの購入を行う。	20,000	図書館
県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務部局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	2,820	教育総務課
特別支援教育専門性向上事業	特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。	○全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性向上事業 ○発達障がい専門性向上事業 ○医療的ケア専門性向上事業 ○病弱教育及び肢体不自由教育推進事業 ○大学等長期派遣事業 ○理療科・寄宿舎充実事業 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上事業 ○特別支援学校センター的機能充実事業 ○特別支援教育専門員の配置	17,498	特別支援教育課
特別支援教育充実費	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図る。特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	○就学支援・教育支援(鳥取県就学支援分科会の開催/教育支援チームの派遣) ○特別支援学校地域支援推進事業(小中学校等への相談活動) など	8,024	特別支援教育課
特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。	・県立高校5校を通級指導教室設置校、1校を拠点校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導を令和8年度から実施する。 ・県東部・中部圏域での通級による指導の巡回指導の令和9年度実施に向けて研究する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 「手話言語」授業を実施している高校、手話教育普及支援員を派遣する。	6,469	高等学校課
就労支援	一人ひとりの障がいの特性等に応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行う。	—	鳥取県立ハローワーク

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実
 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”が実施する子ども食堂の開設・運営相談や子ども食堂と関係機関の連携強化を目的とした協議会の設置に係る経費を支援する。 ・とっとり子どもの居場所ネットワークの食材提供拠点を活用し生活困窮世帯・子ども食堂等へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	47,274	家庭支援課
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るための啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日受付) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロン等への補助 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・支援会議の開催 ・ヤングケアラーコーディネーターの配置	20,802	孤独・孤立対策課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	小児慢性特定疾病児童等やその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、ピアカウンセラーの養成等を実施する。(委託事業)	7,194	家庭支援課
産後ケアトータルサポート事業 (産後ケア推進事業)	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援する。	・産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う市町村へ費用の一部を助成し、市町村と連携して産後ケア費用の無償化及び受入先の確保を進める。	17,161	家庭支援課
児童相談所体制整備事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	児童相談所の運営に要する経費のほか、施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所(倉吉児童相談所)及び米子児童相談所の第三者評価の受審に取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	52,813	家庭支援課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	物価高騰等の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3カ所の『ひとり親家庭相談支援センター』において、相談員による相談を実施する。ひとり親の相談内容は多岐にわたり複雑化しており、臨床心理士等の同席による専門的な相談体制の強化を図る。また、相談者が適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	7,218	家庭支援課
こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を整備する。	アドボキット(意見表明支援員)活動の民間委託により、こども視点におけるアドボキットの第三者性・独立性を担保、こどもアドボカシーの普及啓発による派遣先拡大、及びアドボキット育成体制整備のため、コーディネーターとして専門人材を配置する。 アドボキットを養成し、児童相談所一時保護施設や児童養護施設等に派遣する。県弁護士会と連携し、権利侵害等に関するこどもの権利擁護体制を整備する。 また、児童養護施設の子どもや退所した若者に対して、権利を学ぶ機会の提供や団体活動支援を行う。	13,777	家庭支援課
子どもたちの安心安全なネット・SNS利用環境整備・支援事業	子どもたちがインターネット・SNSを介して被害に遭うことを防止するため、子ども自身及びその保護者が情報リテラシーを高める機会を提供する。また、被害に遭ってしまった場合の相談体制を整備することにより、子どもたちが安心安全にインターネット・SNSを利用できる環境の一層の整備を図る。	・青少年のSNS・ネットトラブル相談窓口運営の設置 ・メディアリテラシーを学べる体験型教育プログラムによる出前講座の実施 ・インターネット・SNSへの悪質な投稿等の被害に遭った子どもの支援 ・SNSへのターゲティング広告実施	6,085	家庭支援課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実
 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的にを行い、地域で安心して生活できるための環境を整えること。	・相談業務(医療的ケア児や家族等の総合的な相談対応、ケアに関わる専門職、関係機関からの専門相談支援) ・人材育成(医療的ケア児コーディネーターや訪問看護師等の育成、フォローアップなど) ・関係機関との連携・調整 ○総合窓口：博愛こども発達・在宅支援クリニック、東部窓口：鳥取県看護協会、中部窓口：中部療育園	33,052	子ども発達支援課
【再掲】 きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	—	—	—	子ども発達支援課
不登校対策事業	・フリースクールを運営する民間事業者を支援し、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用を支援して学びや成長を支える。 ・鳥取大学が新たに、学校への登校等に困難を抱える児童生徒に対し居場所提供や相談支援を行い、教員を目指す学生の実践的な学びの場を設置するため、運営に携わる特任教員の配置について支援する。	・ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して助成を行うとともに、児童生徒の授業料等の助成を行う市町村に対して支援する。 ・鳥取大学に対して新設する「子供活動館(仮称)」の運営に携わる特任教員の配置について支援する。	76,657	教育学術課
不登校対策事業(誰一人取り残されない学びの保障の推進)	誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を行うため、不登校児童生徒の多様な学びの場及び居場所を確保するとともに、アセスメントをとおした不登校支援に係る学校の組織力ならびに教職員の力量アップを支援する。	アセスメントに重点を置いた学校や市町村への直接支援を強化するため、スーパーバイザー(外部有識者)を配置し、支援会議に参加したり、校内研修の講師として派遣したりする。アセスメント以外の視点で学校が抱える課題の未然防止・早期支援を図るとともに、教職員一人一人のスキルの向上と学校組織による支援体制の更なる充実を目指す研修を支援する。校内サポート教室を設置する市町村に対してその費用を補助する。不登校の児童生徒へのICT等による自宅学習支援を実施する。	81,876	生徒支援・教育相談センター
不登校児童生徒のつながり・学び充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教室以外の場に居場所を求めたり、学びたいと思ったときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心のSOSを見逃さず、安心して学校生活を過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。	公立小学校20校に学校生活適応支援員を配置する。全ての公立小・中学校において心理的援助ができるようスクールカウンセラーを配置する。小学校でのいじめや不登校等の早期対応及び未然防止のため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置時間を拡充する。高校生年代には、訪問支援・居場所支援を実施する。	5,008	生徒支援・教育相談センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会を開催する。いじめ相談窓口を運営する。いじめ問題調査委員会を設置する。児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援、いじめ問題に関する行政説明会を実施する。	14,096	生徒支援・教育相談センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るとともに、ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるため、市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を助成する。また、県主催の関係者との連絡協議会や資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への経費補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会を実施する。県主催の関係者との連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問を行う。	101,805	生徒支援・教育相談センター
【再掲】 子どもたちを守るためのネットパトロール事業	—	—	—	生徒支援・教育相談センター
教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医が、本人や保護者らに対してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,314	生徒支援・教育相談センター

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実
 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	1,100	体育保健課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通して、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。	25	体育保健課
とっとりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭の教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭の教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣 ・「とっとり子育て親育ちプログラム」思春期版の改訂	10,776	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業(地域学校協働活動)を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「シン・子育て王国とっとり計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	67,109	社会教育課
【再掲】 インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	—	—	—	社会教育課
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上及び幼児教育と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県教育委員会小中学校課に設置している県幼児教育センターが中心となり、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、保育・幼児教育専門員による園へのきめ細かな訪問支援、指導の実施や、架け橋アドバイザーの委嘱・派遣をし、幼保小の円滑な接続をめざした取組を支援する。 ・幼児教育理解推進・質向上のため、「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周知・活用したり、「鳥取県幼児教育推進研究協議会」等を実施する。 ・保育者の専門性向上のため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士・小学校教諭等を対象とした研修会を実施する。 ・幼保小接続の推進に向け、「鳥取県幼保小の架け橋プログラム推進事業」や研修会等を実施する。	4,167	小中学校課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上
 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
【再掲】 成年後見支援センター運営支援事業	—	—	—	孤独・孤立対策課
地域包括ケア推進支援事業	団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年に向けて住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり)の構築・深化が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	・市町村等職員研修(階層別・テーマ別)の実施 ・市町村等が行う取組へのリハビリテーション専門職やアドバイザー等の派遣 ・市町村の個別/具体的な課題等に応じた伴走型による支援の実施 ・市町村の地域包括ケア推進に向けた支援策等の検討/実施(地域包括ケア推進支援チームの設置) ・医療専門職や民間企業を活用した市町村取組支援事業の実施	32,477	長寿社会課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上
(5) 暮らしやすいまちづくりの推進 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 高齢者が年齢にとられず、自らの責任と能力において自由で生き生きと実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする県民の参考に供する。	・「百歳以上高齢者」を報道発表する。 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」及び社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施する。	—	長寿社会課
認知症本人の社会参加支援、認知症本人と家族の一体的支援(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○「認知症本人ミーティング」の開催 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組等を実施し、地域における認知症の本人の社会参加等を推進する。 ○認知症本人による啓発研修 認知症に対する理解や対応方法など、認知症本人の実体験等を交えて講演を行う。 ○認知症コールセンターの運営(委託) 認知症について不安のある人、認知症介護家族等の電話相談、面接、出前相談等を実施し、一部は夜間休日にも行う。 ○認知症本人及び家族によるピアサポートの実施(委託) 認知症の不安を感じて受診する本人、家族の不安を受けとめ、生活再建へと繋げるための相談支援強化として、一足先に認知症と診断された認知症本人及び家族によるピアサポートを各圏域で実施。	10,001	長寿社会課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金(いきいきシニア人生充実応援事業)	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対して補助する。	36,097	長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業(いきいきシニア人生充実応援事業)	元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への派遣、eスポーツの普及推進事業を実施する。	○高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣(委託) ・シニア美術展の開催 ・eスポーツの普及推進(委託)	34,369	長寿社会課
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業(いきいきシニア人生充実応援事業)	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	○高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの管理・運営(委託)	15,094	長寿社会課
認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護人材の育成(認知症サポートプロジェクト事業)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営及び地域の認知症医療の対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため、医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。また、認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材を育成する。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力研修の実施(委託) ○認知症高齢者介護人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修を実施(委託)、研修への派遣 ・認知症地域支援推進員となるための研修や認知症介護指導者となるための研修への派遣 ・認知症重度化予防実践塾の実施(委託)	54,962	長寿社会課
認知症になっても安心して暮らせる共生社会(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・認知症サポーター養成講座の開催(委託) ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援(委託) ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの養成 ・認知症施策に係る関係機関との連携会議の開催 ・多様な主体による連携強化を図る。 ・認知症等高齢者の行方不明の防止を支援する。 ・広告による相談窓口等の広報 ・店舗がスローショッピングを実施するために必要な経費の一部を補助する。	9,165	長寿社会課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上
(5) 暮らしやすいまちづくりの推進 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
若年性認知症支援事業(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	8,130	長寿社会課
デジタルを活用した認知症予防啓発(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・ICTを活用し、ライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施(委託) ・老人クラブと連携して、「とっとり方式認知症予防プログラム」を全県に普及するため、R6から引き続きモデル地区を設置して継続的に取り入れられるような支援、フォローアップを行う。(委託) ・SNSを活用し、認知症やフレイルの予防に役立つ情報をスマートフォン等に直接配信し効果的に情報の発信を行う。また、地域型認知症疾患医療センターによる相談受付も実施。	18,619	長寿社会課
ねんりんピックレガシー継承事業	ねんりんピックとっとり大会(2024年)は、本県選手が大活躍し、若年層からシニアまで幅広い世代が参画した応援やおもてなしが県外選手団に好評を博すなど、数々の好結果を残して成功裏に閉幕した。この大会レガシーを次世代に引継ぎ、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりを目指す。	○笑みの花咲くねんりんフェスタの開催 ・「地域文化伝承館」をレガシーとして引き継いでいくため、老人クラブ連合会と連携し、元気に生き生きと活動している高齢者の新たな活躍の場として、あらゆる世代が交流し、楽しめる内容を実施。 ・とっとりいきいきシニアバンク登録者の中から、地域で活躍している方を顕彰し、活動を後押しする。 ○因伯ねんりんピックの開催(委託) ・高齢者のスポーツや文化活動への参加意欲や社会参画を今後も推進していくため、「因伯シルバー大会」を「因伯ねんりんピック」に改めて開催。ねんりんピック出場者を決定する種目の他に、誰もが参加できる種目(レガシー種目)を設け、参加者の裾野拡大、高齢者の生きがい発揚を推進する。	12,311	長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内的高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	2,507	長寿社会課
福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が、当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対し助成する。	10,199	福祉監査指導課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査等を通じた事業の普及を促進する。	1,184	福祉監査指導課
とっとり県民カレッジ講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100	社会教育課
【再掲】 とっとりUD施設普及推進事業	—	—	—	住宅政策課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	住宅政策課
就労支援	「働きたい」という意欲と能力を持つ高齢者のニーズに応じた就労支援を実施する。	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行う。	—	鳥取県立ハローワーク

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進
(5) 外国人児童生徒に対する教育の充実 (6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、外国人受入企業及び地域住民への多文化共生理解の促進、日本語教育体制整備等の取組を行う。	・多文化共生に係る指針・計画の策定 ・多言語(英語、中国語、ベトナム語)対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・全県的な日本語教育推進体制を整備するため、学習機会の確保充実、人材育成、関係機関との連携等を実施。 ・外国人住民と日本人住民の交流や相互理解を深める取組に対する支援を実施。 ・多文化共生社会への理解促進イベントの開催や、多文化共生に関する取組等の情報を発信。	44,531	交流推進課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	住宅政策課
私立高等学校等JET-ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	11,972	教育学術課
外国語指導助手等充実事業(外国語指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	・県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手(ALT)27名を配置する。 ・研修等をととし、外国語指導助手の指導力向上を図り、国際理解教育の一層の推進を図る。	166,476 (ALT人件費含む)	高等学校課
世界に羽ばたく人材育成事業	長期の海外留学により、多様な価値観や物事の捉え方などを学ぶ機会を鳥取の高校生に提供することによって、今後の予測不能な社会にあっても主体的に地域や世界の課題に向き合い、グローバルな視点から課題解決を図ろうとする人材を育成する。	(1) スタンフォード大学が提供するオンラインプログラムの提供 (2) 留学に関する情報提供を行うための説明会の実施 (3) 長期留学に対する助成 (4) 各学校が企画する海外派遣プログラム参加者への補助金支援 (5) 海外で開催される交流事業に高校生等を派遣	23,257	高等学校課
県立学校裁量予算事業・高等学校教育企画費(国際交流・海外研修旅行関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行・2校(台湾2) (2) 海外交流校との学校間交流:10校(韓国6、台湾2、アメリカ3、フィリピン1、ニュージーランド1)※複数の国と交流する学校が3校 (3) その他の国際交流:6校(アメリカ、ジャマイカ、オーストラリア、マレーシア、シンガポール)	9,372	高等学校課
図書館国際交流事業	グローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解を支援するため、英語教育や国際理解、世界で活躍する人材育成につながる情報をはじめ、広く海外の資料・情報を収集し提供する。	1 図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる環日本海諸国と図書交換を行い、交流を深める。 2 海外に関する資料収集整備・提供の促進 環日本海諸国をはじめとする海外に関する資料を収集・整備し、県民・県内在住外国人へ資料・情報を提供する。 3 海外に関する情報発信 鳥取県と中国河北省友好提携40周年・図書交換に関する協定締結30周年に関連するイベントを開催する。 4 語学・歴史・文化等学習支援事業 多文化を知るイベントを開催する。	4,987	図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原道教育庁が1995(平成7)年に締結した「姉妹結縁協定」に基づいて開始された韓国との教員交流の実績を基に、児童生徒及び教員の交流を行い、相互理解と友好を深めるとともに、国際感覚豊かな児童生徒及び教員を育成する。 江原特別自治道児童生徒20名、引率教員5名、交流教員等5名の計30名を受入れ、県内の児童生徒及び教員との教育交流、現地視察等を行う。(予定)	3,290	小中学校課 高等学校課 教育総務課
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	17,168	小中学校課 人権教育課
就労支援	「鳥取で働きたい」という意欲と能力を持つ外国人のニーズに応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行う。	—	鳥取県立ハローワーク

7 感染症等病気にかかわる人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
(5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・パネル展 ・鳥取県ハンセン病療養所地域交流事業費補助金 ・ハンセン病を考えるフォーラム(仮称) ②本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429	健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要することから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業 ⑥難病患者の生活支援充実 ⑦啓発事業(難病フォーラムの開催)	1,055,710	健康政策課
感染症対策推進事業(エイズ予防対策事業)	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間(6月1日～7日) ・性感染症予防キャンペーン(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防薬の整備	4,171	感染症対策センター
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	20	体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。 ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200	孤独・孤立対策課 ※予算要求課は福祉保健課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした人が適切な福祉的支援等を受けることにより、社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪をすることを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	＜鳥取県地域生活定着支援センター運営事業＞ 高齢・障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設出所(予定)者及び被疑者・被告人等について、出所・釈放後直ちに福祉サービス等につなげるための調整や出所後の支援を実施 ＜鳥取県再犯防止推進会議＞ 課題や活動内容の情報共有、第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理を行う「鳥取県再犯防止推進会議」を開催。 ＜保護司よりそい支援事業＞ 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等を対象とした、保護司及び更生保護サポートセンターによる相談支援を実施。 ＜市町村に対する再犯防止推進支援事業＞ 市町村担当者等対象の研修会、市町村等関係者・県との連携会議を開催。	36,435	孤独・孤立対策課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	住宅政策課
就労支援	専門就業支援員を配置して、刑務所出所者等に対する就労相談等を実施する。	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行う。	—	鳥取県立ハローワーク

9 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
犯罪被害者寄り添い支援事業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって民間支援団体とも連携して、きめ細かな支援を行い、再び平穏な生活を営めるよう、被害からの早期回復の実現等を図る	・犯罪被害者支援に特化した専門組織を設置し、総合相談窓口を開設するとともに、経済的支援等を提供 ・関係機関・団体との連携・協力の推進	120,960	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
犯罪被害者寄り添い支援事業 (理解増進のための啓発等)	教育活動や啓発の機会を通じて、犯罪被害者等の人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されることなく、安心して地域で暮らせるよう、県民等の理解を促進する。	犯罪被害者等支援に関する広報、理解促進のための啓発、ボランティアの育成支援等を行う。	120,960	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通じた情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援に取り組む。	・性暴力に対する対応などについて学ぶための講演会等を年2回程度開催する。	1,737	人権・同和対策課

10 性的マイノリティの人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実 (3) 諸課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(多様な性のあり方について学ぶ学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方と人権をテーマとし、性的マイノリティの人権保障に取り組んでいる方を講師として派遣する。 ・実施校は、人権学習会までに「性的マイノリティの人権」をテーマとする教職員研修を実施する。研修講師が必要な場合は、人権教育課の指導主事等を講師として派遣する。	581	人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める。	「多様な性を認め合う社会づくり講演会」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣し、性の多様性に関する理解促進を図る。 また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	3,657	人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援
(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援 (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困窮者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。 ・生活困窮者支援を行う社会福祉法人やNPO法人について、支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費への支援を実施する。	78,701	孤独・孤立対策課
官民連携による孤独・孤立対策支援事業	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づき、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を軸とした孤独・孤立対策を展開する。	・令和4年に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的窓口である「生活困りごと相談窓口」の運営 ・本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため「孤独・孤立を防ぐ温もりのある社会づくり審議会」を設置する。 ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、広報活動等に補助を行う ・ピアサポート団体へ活動の補助を行う	31,892	孤独・孤立対策課
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	848,090	人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	358,524	人権教育課
県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する鳥取県学生寮を適正に管理・運営することを目的に、補助金を交付する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の人件費及び給食委託料、営繕等の一部を補助する。	40,635	人権教育課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	住宅政策課

12 様々な人権

(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- 【取組】
- 「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
 - 国へ対する要望活動

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する。	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを11月に米子市で開催する。会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	1,145	人権・同和对策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習会の開催)人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を学校や地域公民館等で開催する。	274	人権・同和对策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発DVD上映会&ミニコンサート)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高める。	多くの人が集まるショッピングセンターやイベント会場などで、DVD「アニメめぐみ」の上映及び故郷や大事な家族を思う歌を集めたミニコンサートを開催し、拉致被害者や帰りを待つ御家族の気持ちに寄り添うことで、県民に広く拉致問題への関心を高める。	992	人権・同和对策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	拉致被害者の帰国に係る支援本部構築による機関ごとの体制整備及び生活再建のための支援(生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等)内容や手順について、関係機関で共有・確認する。	9,159	人権・同和对策課

(2)災害被害者等の人権

- 【取組】
- 要配慮者（※）の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
 - 男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、主に次の業務を行う。 ① 研修・活動訓練等 ・基礎研修2回、フォローアップ研修(地区別各1回)、スキルアップ研修1回と、先遣隊・コーディネーター研修を1回実施する。 ・市町村等の総合防災訓練への参加、自主企画訓練及び当事者団体との訓練により実践的な訓練を行う。 ② 体制強化等 ・災害時の福祉支援活動の強化に向け、県内の支援体制、被災社会福祉施設等における状況・課題等の理解を深める研修会を開催する。	16,610	福祉保健課
大規模災害時避難所環境整備事業	良好な避難所環境を構築し、災害関連死の防止を図るため、令和7年度に引き続き簡易ベッド等の整備を行う。	避難所環境の構築に必要な資機材(簡易ベッド、プライバシーテント)を整備する。	48,448	危機管理政策課
防災情報発信高度化事業	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	5,267	危機対策・情報課
支え愛マップ作成推進事業	地域住民が支え愛マップづくりを通して、地域課題を共有し、平時の要配慮者(高齢者、障がい者、妊婦など)の見守り活動等を充実させながら、災害時の避難支援の体制を構築する。	住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援体制を確立する。	6,678	消防防災課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、住民主体の防災活動を強化するため、地域防災リーダーの担い手となりうる防災士の養成や地域防災リーダーのスキルアップに取り組み、地域防災力の向上を図る。	日常の避難訓練の企画、ハザード点検等の地域防災活動を行い、被災時には、要配慮者の避難を支援できる人材を育成するために、防災士養成研修及び地域防災リーダースキルアップ研修を実施する。 「鳥取県防災士ネットワーク」及び各市町村の防災士連絡会の活性化に資する勉強会・研修会等に講師を派遣し、防災士ネットワークの活性化を図る。	6,086	消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
鳥取県立人権ひろば21管理運営費	人権尊重の理念に対する理解を深める機会を提供することを目的として設置されている「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」について、公益社団法人鳥取県人権文化センターを指定管理者として指定し、管理運営を行う。	人権ひろば21における人権ライブラリー等の管理運営(図書、映像資料等の追加整備・貸出し)等の中で、アイヌ問題の啓発活動も実施。	—	人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人の人権

【取組】

- ・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑨担当課
ひきこもり支援推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とっとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援 など ②オンラインによるひきこもり家族教室の実施 ③家族教室・精神科医師の専門相談事業 ④ひきこもり地域支援センター等設置支援事業 ・ひきこもり相談支援拠点を新たに立ち上げる市町村を支援。	64,539	孤独・孤立対策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	「鳥取県地域若者サポートステーション」を運営し、一定期間無業の状態にある若年者を対象とした総合相談(キャリア形成支援、心理カウンセリング)、職業意識啓発等を行う。	25,099	鳥取県立ハローワーク